

湖東定住自立圏

共生ビジョン

令和8年4月1日

滋賀県彦根市

湖東定住自立圏共生ビジョン 目次

1	定住自立圏および市町の名称		
(1)	定住自立圏の名称	P	1
(2)	圏域を構成する市町(構成市町)の名称	P	1
2	定住自立圏の将来像	P	1
3	定住自立圏共生ビジョンの期間	P	4
4	計画の進行管理	P	4
5	定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組	P	5
(1)	生活機能の強化に係る政策分野		
ア	医療	P	5
イ	福祉		
(ア)	障害者(児)福祉サービスの充実	P	9
(イ)	次世代育成支援策	P	11
ウ	教育		
(ア)	圏域内図書館相互の連携および拠点図書館の整備による 図書サービスの充実	P	14
(イ)	人材の育成	P	16
(ウ)	学校給食センターの運営	P	19
エ	産業振興		
(ア)	圏域経済の活性化ならびに雇用の創出および確保	P	21
(イ)	観光振興および交流促進	P	23
(ウ)	スポーツを通じた地域活性化	P	25
オ	環境	P	27
カ	ごみ処理	P	29
キ	消防および救急搬送	P	31
ク	火葬場	P	33
(2)	結びつきやネットワークの強化に係る政策分野		
ア	地域公共交通	P	35
イ	地域の生産者や消費者等の連携による地産地消	P	38
ウ	多賀スマートインターチェンジの整備	P	41
(3)	圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野		
	職員の人材育成・交流等	P	43

定住自立圏共生ビジョン

1 定住自立圏および市町の名称

(1) 定住自立圏の名称

湖東定住自立圏

(2) 圏域を形成する市町(構成市町)の名称

彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町

2 定住自立圏の将来像

【圏域の状況】

当圏域は、東に鈴鹿山系、西に琵琶湖を控え、その間に芹川、犬上川、宇曾川、愛知川を有する湖東平野が広がる自然豊かな地域である。

歴史的にも早くから開けた当圏域は、35万石の城下町として発展した彦根市、中山道の宿場町として栄えた愛荘町、江州音頭発祥の地である豊郷町、築城の名手藤堂高虎を輩出した甲良町、伊勢神宮の親神様を祀る多賀大社を有する多賀町の1市4町で構成され、それぞれに長い歴史と伝統を持ち、現在に至るまで歴史的、文化的な風情を色濃くとどめている。

圏域内には、名神高速道路や国道8号などの幹線道路や、東海道新幹線、JR東海道本線(琵琶湖線)など、国土軸を形成する重要な道路・交通網が南北に縦断しており、これらの道路・交通網に、国道306号・307号をはじめ主要地方道や一般県道、市町道、そして、100年以上の歴史を刻み、当圏域を発祥の地とする近江鉄道が結びつき、圏域住民の生活を支えている。

また、関西・中部・北陸の結節点としての恵まれた地理的条件から、人、物、情報が絶えず行き交う中で、豊かな文化を育むとともに、商工業や地場産業を含む産業を発展させてきた。そして、古くは、当圏域出身の近江商人が全国で活躍し、今に続く世界的企業の礎を築きあげたのである。

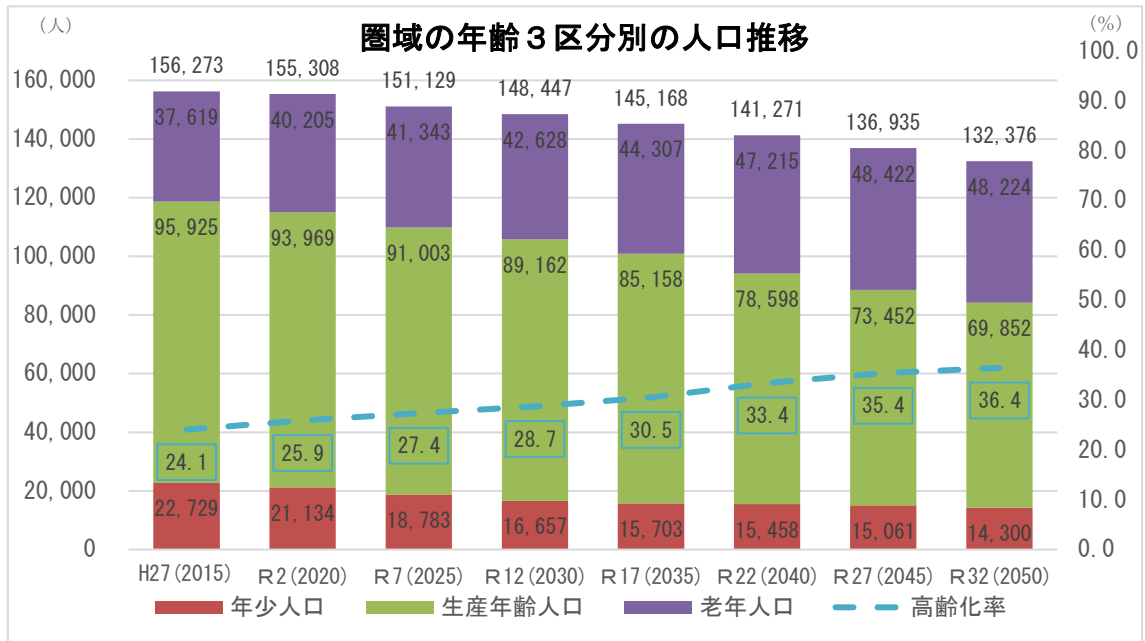
当圏域は、恵まれた地形と地理的条件によりもたらされた人、物、情報を糧とし、それぞれのまちの特性を生かし、滋賀県東部の中心地域として、ともに手を携え発展してきた地域である。

【圏域の将来像】

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和2年(2020年)に1億2,614万人だった日本の人口は、令和32年(2050年)には1億468万人となり、30年間で約17%減少するとされている。

また、滋賀県の人口は令和2年(2020年)の141万人から、令和32年(2050年)には122万人へと約13.5%減少するとされている。

同様に、当圏域の人口も令和2年(2020年)の15万5千人から令和32年(2050年)には13万2千人へと約14.7%減少すると推計されている。



		H27(2015)	R2(2020)	R7(2025)	R12(2030)	R17(2035)	R22(2040)	R27(2045)	R32(2050)
彦根市	総人口	113,679	113,647	110,479	108,998	107,071	104,574	101,726	98,671
	年少人口	16,046	14,970	13,303	11,844	11,195	11,092	10,849	10,320
	生産年齢人口	71,028	70,002	67,594	66,253	63,429	58,633	54,970	52,606
	老年人口	26,605	28,675	29,582	30,901	32,447	34,849	35,907	35,745
愛荘町	総人口	20,778	20,893	20,891	20,718	20,474	20,174	19,754	19,262
	年少人口	3,643	3,382	3,002	2,650	2,583	2,555	2,492	2,360
	生産年齢人口	12,628	12,659	12,835	12,869	12,415	11,674	11,021	10,477
	老年人口	4,507	4,852	5,054	5,199	5,476	5,945	6,241	6,425
豊郷町	総人口	7,422	7,132	6,958	6,763	6,538	6,306	6,066	5,822
	年少人口	1,156	1,035	900	770	735	718	700	661
	生産年齢人口	4,291	4,093	3,988	3,939	3,733	3,401	3,143	2,944
	老年人口	1,975	2,004	2,070	2,054	2,070	2,187	2,223	2,217
甲良町	総人口	7,039	6,362	5,796	5,275	4,738	4,216	3,729	3,274
	年少人口	926	721	563	426	343	300	257	215
	生産年齢人口	4,010	3,504	3,111	2,796	2,426	1,985	1,643	1,383
	老年人口	2,103	2,137	2,122	2,053	1,969	1,931	1,829	1,676
多賀町	総人口	7,355	7,274	7,005	6,693	6,347	6,001	5,660	5,347
	年少人口	958	1,026	1,015	967	847	793	763	744
	生産年齢人口	3,968	3,711	3,475	3,305	3,155	2,905	2,675	2,442
	老年人口	2,429	2,537	2,515	2,421	2,345	2,303	2,222	2,161
圏域計	総人口	156,273	155,308	151,129	148,447	145,168	141,271	136,935	132,376
	年少人口	22,729	21,134	18,783	16,657	15,703	15,458	15,061	14,300
	生産年齢人口	95,925	93,969	91,003	89,162	85,158	78,598	73,452	69,852
	老年人口	37,619	40,205	41,343	42,628	44,307	47,215	48,422	48,224

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年（2023年）推計）」

こうした状況を踏まえ、当圏域が持続可能な地域として生き残っていくためには、先人から受け継いだ豊かな自然環境や歴史文化資産の恩恵を漫然と享受するだけでなく、圏域固有の財産としてこれらを大いに活用し、現存する社会資本の効用を最大限高める中で、新たな地域活性化策に積極果敢に取り組むなど、圏域内外の人々にとって魅力あふれる地域を築き上げなければならない。

我々は、若者が圏域の魅力や住み心地の良さを実感するとともに、新たな人の流れをこの圏域に呼び込むことで、定住人口の確保と交流人口の増加を達成できるよう、活力に満ちた、住みやすさを体感できる湖東定住自立圏を構築しようとするものである。

構成市町は、圏域住民が日常生活圏を共有している実態を踏まえ、協定項目において連携を強化する必要性を改めて認識する。そのうえで、各市町の独自性を互いに尊重しながら、圏域の共通課題の解決と活性化に向けて、対等の立場で協働し、着実にこれを実行することにより、圏域形成の責務を果たそうとするものである。

市と町は、相互に役割を分担する中で、定住に向けた圏域機能を更に高め、多様な価値観を持つ人々にとって魅力ある圏域となれるよう、地方生活圏の画期的な舞台を創り上げていくものである。

【市町の役割分担】

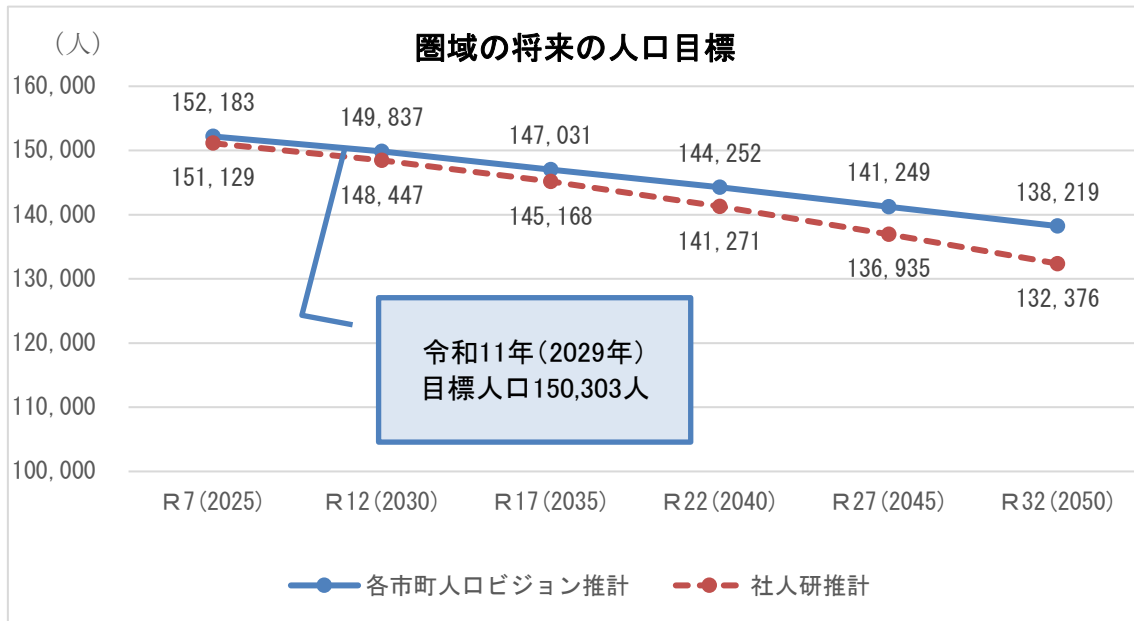
彦根市は、常に圏域全体を視野に入れ、定住に必要な都市機能の整備・提供や生活機能の確保・充実に努めるとともに、豊かで多様なライフスタイルを提案しつつ、歴史・文化の保持・向上を図り、交流人口の増加策を強力に推進するなど、先駆的な取り組みを誘導していく。

一方、各町は、生活機能の確保・充実に努めるとともに、豊かで多様なライフスタイルを提案し、人々にとって欠くことのできない自然環境の保全や歴史・文化の保持・向上を図るなど、当地域が有する「優位性」を守り育てることにより、圏域の魅力づくりと一体感の醸成にそれぞれが役割を果たしていく。

【重要業績評価指標（KPI）】

当圏域においては、湖東定住自立圏共生ビジョンや各市町におけるまち・ひと・しごと創生総合戦略人口ビジョンに掲げられた取組を推進することにより、本ビジョンの計画期間の最終年である令和11年（2029年）の総人口の目標を概ね150,303人とする。

指標	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
圏域人口	153,662人	150,303人



	R7(2025)	R12(2030)	R17(2035)	R22(2040)	R27(2045)	R32(2050)
彦根市	110,478	108,998	107,143	105,369	103,432	101,443
愛荘町	20,962	20,874	20,721	20,522	20,229	19,856
豊郷町	7,365	7,241	7,072	6,878	6,706	6,590
甲良町	6,219	5,809	5,406	5,006	4,619	4,258
多賀町	7,159	6,915	6,689	6,477	6,263	6,072
圏域計	152,183	149,837	147,031	144,252	141,249	138,219

資料：各市町「まち・ひと・しごと創生総合戦略 人口ビジョン」

3 定住自立圏共生ビジョンの期間

原則として、令和7年度から令和11年度までの5年間とする。
ただし、毎年度所要の変更を行うものとする。

4 計画の進行管理

定住自立圏形成協定等に基づき推進する各施策について、成果指標（KPI）を設定することで、成果を把握・検証し、湖東定住自立圏共生ビジョン懇談会委員からの意見を受け、事業等の取組に反映させるものとする。

5 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

※関係市町の費用負担割合については、状況に応じ、適切な見直しを図ります。

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

ア 医療

湖東圏域における周産期体制の確立や救急医療体制の強化等を中心として圏域内の限られた医療資源を有効に活用し、地域医療体制の強化を図るため、圏域内各医療機関相互の役割の明確化、機能分化、連携強化、ネットワーク化を促進する。

【形成協定】

- a 急性期から回復期、維持期、在宅療養等への切れ目のない医療を適切かつ効率的に提供できるよう、圏域内各病院や診療所の役割分担をより明確にし、医療機関相互の連携強化を図る。
- b 第二次救急医療、小児救急医療等について、輪番制による病病連携により、救急車の受入れを断らない救急医療体制を確立する。
- c 周産期医療の充実を図る。
- d 画像情報等の診療情報を医療機関の間で送受信し、診療に活用する。
- e 圏域内の医療福祉関係者が情報を共有するとともに、役割分担および連携を図る。
- f 第一次救急医療体制を担う休日急病診療所の充実を図る。
- g 訪問看護ステーションの充実を図る。
- h 要医療・要介護者等の身体機能の維持・回復による自立に向けた、リハビリテーション広域支援機能の充実を図る。

【重要業績評価指標（KPI）】

指標	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
休日急病診療所受診割合	81.5%	83.1%
救急搬送受入率	99.2%	100%

事業名	周産期医療体制の確立						関係市町名
事業概要	湖東医療圏において、産科医師・助産師等の人材確保および施設設備・医療機器の整備を図るとともに、病病連携・病診連携を推進し、診療体制の維持に努める。						全市町
成果	住みなれた地域において周産期医療を提供することにより、安心して出産することが可能となる。						
事業費（千円）	R7	R8	R9	R10	R11	計	
	彦根市病院事業会計で計上						
国県補助事業等の名称、補助率等（令和8年度）							
関係市町の役割分担に係る基本的な考え方 彦根市立病院に要する経費については、彦根市が負担する。							

事業名	保健・医療複合施設（くすのきセンター）管理運営事業						関係市町名
事業概要	<p>① 保健・医療複合施設「くすのきセンター」の管理運営 圏域内の医療や保健・福祉等の関係者が情報を共有し、各医療機関等の役割分担と連携を図るため、保健・医療複合施設「くすのきセンター」を管理運営する。</p> <p>② 医療福祉推進センターの運営 在宅医療を推進するための多職種連携の拠点施設として、医療機器の貸出し、在宅医療福祉職の人材育成・連携強化、訪問看護の充実、在宅リハビリテーション等の事業を行う。</p> <p>③ 休日急病診療所の運営 医師会・薬剤師会の参画を得て、彦根休日急病診療所運営委員会を設置し、日曜日・祝日・年末年始の診療等を行う。</p>						全市町
成果	圏域内の各医療機関等の役割分担と連携により、一次救急患者の受入れを強化して、病院群輪番制の当番病院の負担軽減を図るとともに、在宅医療や訪問看護、クリティカルパス等の取組みを推進し、急性期病院退院後の切れ目のない適切な医療を提供することにより、地域医療支援体制を確立する。						
事業費（千円）	R7	R8	R9	R10	R11	計	
	120,229	104,814	104,814	104,814	104,814	539,485	
国県補助事業等の名称、補助率等（令和8年度）							
関係市町の役割分担に係る基本的な考え方 均等割20% 人口割80%で負担する。ただし、①に係る施設管理経費については、関係団体等の占有面積や利用度合等を勘案して負担割合を決定する。							

事業名	看護師確保対策					関係市町名
事業概要	将来にわたり看護師を安定的に確保していくため、看護師養成のための教育体制の整備も含め、看護師確保対策を推進する。					全市町
成果	適切な看護師配置および専門的なアプローチができる人員体制を整えることにより、専門性や医療安全の重要性が高まっている看護業務において、安全・安心な看護を提供する。					
事業費（千円）	R7	R8	R9	R10	R11	計
	600	800	600	600	600	3,200
別途彦根市病院事業会計計上分あり						
国県補助事業等の名称、補助率等（令和8年度）						
関係市町の役割分担に係る基本的な考え方 関係市町が負担する。						

事業名	病院群輪番制・小児救急医療体制・在宅当番制歯科診療					関係市町名
事業概要	<p>病院群輪番制について、圏域内の病院の協力を得て、日曜日・祝日・年末年始の昼間および年間365日の毎夜間の診療等を行う。</p> <p>小児救急医療について、小児科医師が不足している現状に対し、安定した救急医療を維持するため圏域内および湖北圏域の病院の協力を得て、日曜日・祝日・年末年始の昼夜間の診療等を行う。</p> <p>在宅当番制歯科診療について、歯科医師会の協力を得て、在宅輪番制で年末年始期間の診療を行う。</p>					全市町
成果	<p>救急患者の受け入れ状況等の実績および医師等の職員体制を考慮し、初期救急との機能分担を明確にし、二次診療体制を維持する。また、小児科勤務医師の疲弊を緩和し、小児救急医療体制を維持、拡大の方向に努めることにより、小児救急医療の充実を図る。</p> <p>年末年始期間の歯科診療体制を確保する。</p>					
事業費（千円）	R7	R8	R9	R10	R11	計
	21,243	21,284	21,284	21,284	21,284	106,379
国県補助事業等の名称、補助率等（令和8年度） 小児救急医療補助金(県2/3) 市町負担額への特別交付税措置(80%)						
関係市町の役割分担に係る基本的な考え方 均等割20% 人口割80%で負担する。なお、小児救急医療体制は、湖東・湖北ブロック内市町の協議決定事項による負担とする。						

事業名	小児科発達障害に関する調査研究・医師確保対策					関係市町名
事業概要	圏域内における発達障害のある子どもの早期発見・早期支援の充実と、公益財団法人豊郷病院での発達障害外来、小児科外来の安定的な運営のための対策を推進する。					全市町
成果 圏域内の病院の小児科勤務医師の体制整備により、子どもの発達障害外来などの小児科診療の充実を図る。						
事業費（千円）	R7	R8	R9	R10	R11	計
	12,200	12,200	12,200	12,200	12,200	61,000
国県補助事業等の名称、補助率等（令和8年度）						
関係市町の役割分担に係る基本的な考え方 関係市町が負担する。						

イ 福祉

(ア) 障害者(児)福祉サービスの充実

障害福祉施設の整備や各種障害福祉サービスの提供など障害福祉施策の推進について、1市4町の連携と共同をさらに強化し、共有する地域課題解決のための取り組みをより効果的に推進し、障害のある人をはじめ誰もが安心して幸せに暮らせる地域社会の実現を目指す。

【形成協定】

高い専門性を要する障害者(児)に対する相談業務および支援が行えるよう、圏域内の市町が共同して障害者支援に関する業務を実施するとともに、必要なサービス提供基盤の整備を促進する。

【重要業績評価指標 (KPI)】

指標	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
圏域内指定相談支援事業所内の相談支援専門員数	44人	54人
働き暮らし応援センター支援の新規就労者数	54人	70人

事業名	彦根愛知犬上地域障害者(児)共同事業					関係市町名
事業概要	<p>障害のある人や子どもが地域で安心して幸せに暮らせるように、障害のある人や子どもに対する相談支援をはじめ、様々な事業を広域的に実施し、サービス基盤の強化と、サービス内容の充実を図る。</p> <p>①相談支援事業(「発達障害者のトータル的支援に関する事業」含む) ②地域活動支援センター I 型事業 ③障害者働き・暮らし応援センター事業 ④重症心身障害者通園施設運営費補助事業(「重症心身障害者通園施設整備費補助事業」含む) ⑤24 時間対応型利用制度支援事業(「重度障害児者訪問看護師派遣事業」含む) ⑥障害者虐待防止対策推進事業 ⑦障害理解促進研修・啓発事業 その他圏域の課題解決に向けた協議検討を行う。</p>					全市町
成果	<p>各市町がそれぞれ単独で実施することが困難な事業を共同で実施することにより、障害のある人たちに対する専門的、継続的な相談支援や就労支援等の提供や、重症心身障害や精神障害のある人等の日中活動の場の確保、および障害者虐待防止の推進、障害理解促進研修等を実施することで、圏域内の障害のある人や子どもが安心して暮らせる地域社会づくりに資する。</p>					
事業費(千円)	R7	R8	R9	R10	R11	計
	124,408	118,204	118,204	118,204	118,204	597,224
国県補助事業等の名称、補助率等 (令和 8 年度)	<p>①② 重層的支援体制整備事業交付金(国 1/2、県 1/4。ただし、限度額あり) ① 児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金(国 1/2) ① 子ども・子育て施策推進交付金(県 1/4。ただし、限度額あり。) ⑥⑦ 地域生活支援事業費補助金(国 1/2、県 1/4。ただし、限度額あり。) ⑤ 滋賀県自治振興交付金(障害児者サポート事業)(県 1/2)</p>					
関係市町の役割分担に係る基本的な考え方	均等割 15% 人口割 85%で負担する。					

(イ) 次世代育成支援策

次代を担う子どもが健やかに成長できるよう、子育て支援センターをはじめ子育て支援に関わる各市町の情報や、保育所の広域入所に関し情報交換し、連携して地域の子育て環境の充実を図る。

【形成協定】

- (a) 次代を担う子どもの成長および保護者による子育てを支援するため、その方策および保育所・子育て支援センターなどの施設機能等について、情報交換などによる連携・充実を図る。
- (b) 支援者（職員）自身の資質向上や新たなボランティアの育成等に関し、ネットワーク化を図るなどにより、安心して子育てができる環境整備を促進する。

【重要業績評価指標（KPI）】

指標	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
病児・病後児保育の利用者数	951人	1,040人

事業名	子育て支援等広域連携会議					関係市町名
事業概要						全市町
子育て支援の方策および施設機能等の情報交換を通じて、連携した広域実施の検討協議を行う。						
成果 各市町の子育て支援情報を広域提供することにより、サービス利用者の利便性が高まる。						
事業費（千円）	R7	R8	R9	R10	R11	計
	—	—	—	—	—	—
国県補助事業等の名称、補助率等（令和8年度）						
関係市町の役割分担に係る基本的な考え方 原則として彦根市が負担する。						

事業名	ファミリー・サポート・センター事業					関係市町名
事業概要						全市町
働く人の仕事と家庭生活の両立支援を目的に、地域において依頼会員と提供会員の組織化を図り、有償による一時預かり育児サービスを提供する。						
成果 地域において育児の助け合いの関係が構築できるほか、仕事と家庭生活の両立が促進される。						
事業費（千円）	R7	R8	R9	R10	R11	計
	4,039	4,000	4,000	4,000	4,000	20,039
国県補助事業等の名称、補助率等（令和8年度） 子ども・子育て支援交付金（国1/3、県1/3）						
関係市町の役割分担に係る基本的な考え方 各市町均等割（15%）、人口割（50%）、実績割（35%）を負担する。						

事業名	病児・病後児保育事業					関係市町名
事業概要	保護者が就労しているなど、児童が病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育することにより、安心して子育てができる環境を整備し、児童の福祉の向上を図る。					全市町
成果	病氣中・病氣回復期の児童の保育に対応でき、保護者の就労と安心な子育ての支援ができる。					
事業費（千円）	R7	R8	R9	R10	R11	計
	15,998	16,521	16,521	16,521	16,521	82,082
国県補助事業等の名称、補助率等（令和8年度） 子ども・子育て支援交付金（国1/3、県1/3）						
関係市町の役割分担に係る基本的な考え方 各市町均等割（15%）、実績割（85%）を負担する。						

事業名	子育て支援者養成事業					関係市町名
事業概要	支援者の資質向上やボランティアの育成を図るため研修や養成講座を開催し、広域で人材育成を行う。					全市町
成果	広域で取り組むことによって、効率よく人材育成が実施できる。					
事業費（千円）	R7	R8	R9	R10	R11	計
	18	18	18	18	18	90
国県補助事業等の名称、補助率等（令和8年度）						
関係市町の役割分担に係る基本的な考え方 原則として、各市町が負担する。						

ウ 教育

(ア) 圏域内図書館相互の連携および拠点図書館の整備による図書サービスの充実

圏域住民の情報の交流や生涯学習の推進を図り、文化の向上に寄与するため、圏域内図書館における資料・情報、人・組織、物流などの多様なネットワークを構築するとともに拠点となる図書館を整備し、図書館サービスの充実を図る。

【形成協定】

圏域内図書館における相互利用のため、図書館資料の物流などの多様なネットワークを構築するとともに、拠点図書館を整備することにより、圏域住民の誰もがどこでも利用しやすい図書サービスの環境整備を推進する。

【重要業績評価指標（K P I）】

指標	基準値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 11 年度)
圏域図書館年間貸出冊数	967 千冊	1,250 千冊

事業名	図書館整備およびネットワーク構築推進事業					関係市町名
事業概要						全市町
<p>①図書館サービス充実事業</p> <p>ネットワークの構築にあたり、各市町が一定水準の図書館サービスを確保する。</p> <p>②資料・情報・人・組織のネットワーク構築事業</p> <p>圏域独自の相互貸借、レファレンス事例のデータベース化と共有、多文化・障がい者・高齢者サービスへの取組、広域利用への取組、職員研修・交流会・学習会の実施、図書館間の定期的な情報提供、図書館行事の共同開催、レファレンス処理の相互依頼</p> <p>③圏域内の拠点となる図書館の整備</p> <p>圏域図書館ネットワークの拠点機能を備えた図書館を整備する。</p>						
<p>成果</p> <p>図書館サービスの環境を整備し、圏域住民の利便性を向上させる。</p>						
事業費（千円）	R7	R8	R9	R10	R11	計
	11,594	11,850	11,881	11,881	11,881	59,087
<p>国県補助事業等の名称、補助率等（令和8年度）</p>						
<p>関係市町の役割分担に係る基本的な考え方</p> <p>①②については、各市町が負担する。</p> <p>③については、彦根市が負担する。</p>						

(イ) 人材の育成

地域社会に貢献する人材を育成するため、科学教育、国際理解教育、体験活動などの充実等を図るとともに、それらを支える指導者の育成等を図る。

【形成協定】

次代を担う子どもたちが、確かな学力や豊かな心を身に付け、地域社会に貢献できるよう、人材の育成モデルを構築する。

地域密着型知的産業創出に向けた科学教育の充実を始め、グローバル社会に対応して、国際交流を深め、コミュニケーション力を高める国際理解教育の充実等を図るとともに、豊かな人間性や社会性をはぐくむ体験活動等を実施するほか、こうした取組を支える指導者の育成等を図る。

【重要業績評価指標（KPI）】

指標	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
国際交流・理解教育推進事業の参加者数	239人	526人

事業名	科学教育の充実					関係市町名
事業概要						全市町
<p>彦根市子どもセンターの天文講座等の事業を推進することにより、科学への探究心を育む事業展開を図る。</p> <p>彦根市子どもセンター天文講座等開催事業</p>						
<p>成果</p> <p>事業の推進を図ることにより、子どもたちの科学への探究心を育み、地域社会に貢献する人材の育成につながる。</p>						
事業費（千円）	R7	R8	R9	R10	R11	計
	550	700	700	700	700	3,350
国県補助事業等の名称、補助率等（令和8年度）						
<p>関係市町の役割分担に係る基本的な考え方</p> <p>彦根市が負担する。</p>						

事業名	国際理解教育の充実					関係市町名
事業概要						全市町
<p>グローバル社会に対応する人材を育成するため、児童生徒の姉妹都市交流、校外学習を継続実施するとともに、多文化共生社会を築くための国際理解教育を推進する。</p> <p>①姉妹都市等との交流、校外学習事業</p> <p>②国際理解教育の推進</p> <p>小中学校などへ講師を派遣し、圏域内における国際理解教育を進める。</p>						
<p>成果</p> <p>児童生徒の姉妹都市等との交流、校外学習を行うことにより、国際感覚を醸成するとともに、文化や習慣を異にする外国人住民との共生を目指した国際理解教育を展開していくことにより、多文化共生社会の推進を図る。</p>						
事業費（千円）	R7	R8	R9	R10	R11	計
	2,500	2,492	2,492	2,492	2,492	12,468
国県補助事業等の名称、補助率等（令和8年度）						
<p>関係市町の役割分担に係る基本的な考え方</p> <p>①については、各市町が負担する。</p> <p>②については、1市4町が分担して負担する。</p>						

事業名	体験活動等の実施					関係市町名
事業概要	<p>圏域にある宿泊研修施設を活用して、豊かな人間性や社会性を育む体験活動事業を実施する。</p> <p>たかとり山ふれあい公園宿泊体験活動事業</p>					全市町
成果	<p>自然豊かな環境の中で体験活動事業を実施し、豊かな人間性や社会性の醸成を通じて人材の育成を図る。</p>					
事業費（千円）	R7	R8	R9	R10	R11	計
	337	237	237	237	237	1,285
<p>国県補助事業等の名称、補助率等（令和8年度）</p>						
<p>関係市町の役割分担に係る基本的な考え方</p> <p>多賀町が負担する。</p>						

(ウ) 学校給食センターの運営

子どもたちが食に関する知識と食を選択する力を養い、正しい食習慣を習得するとともに学校給食の一層の充実を図るため、学校給食センターの円滑な運営に努める。

【形成協定】

子どもたちが豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けられるよう、学校給食を通じた食育の推進や学校給食の充実等を図るため、学校給食センターの円滑な運営に努める。

【重要業績評価指標 (K P I)】

指標	基準値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 11 年度)
学校給食アンケート結果における味の満足度 (%)	77.3%	80.0%

事業名	学校給食センター運営事業					関係市町名
事業概要	<p>学校給食センター運営事業</p> <p>彦根市、豊郷町および甲良町が連携を図りながら、学校給食センターの円滑な運営に努める。</p> <p>彦根市学校給食センター運営委員会（学校長、給食主任代表、栄養教諭、保護者代表） 年2回</p> <p>【献立検討部会】年2回</p> <p>【物資選定部会】年2回</p> <p>【給食費検討部会】必要に応じて</p>					彦根市 豊郷町 甲良町
成果	<p>子どもたちの心身の健全な発達に資するとともに、食に関する正しい理解と適切な判断力を養うことができる。</p>					
事業費（千円）	R7	R8	R9	R10	R11	計
	520,727	517,590	517,590	517,590	517,590	2,591,087
<p>国県補助事業等の名称、補助率等（令和8年度）</p>						
<p>関係市町の役割分担に係る基本的な考え方</p> <p>食数割で按分して負担する。</p>						

エ 産業振興

(ア) 圏域経済の活性化ならびに雇用の創出および確保

湖東圏域が持つ様々な利点や強みを生かし、新規の企業誘致を始め、既存企業の高度化や集積などの企業立地施策を広域的に促進することで、圏域経済の活性化と雇用の創出・確保を図る。また、将来の新規雇用の創出という観点から、創業支援の拡充にも努める。

【形成協定】

交通の利便性など圏域の強みを生かし、高付加価値地場産業等の集積と高度化、人材育成を図り、企業立地を促進するなど、商工業の振興により、圏域経済の活性化や雇用の創出および確保を図る。

【重要業績評価指標（KPI）】

指標	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
特定創業等支援事業による支援を受けたことの証明書の発行数	12件	20件

事業名	企業立地促進事業					関係市町名
事業概要	<p>滋賀県が策定した地域未来投資促進法に基づく基本計画に則り、各市町で制度化されている企業立地支援事業を継続実施することにより、圏域における産業振興と雇用の創出・確保を図る。</p> <p>また、担当職員のスキルアップのための研修や、1市4町が連携した施策の検討についても行っていく。</p>					全市町
成果	<p>広域での企業立地を促進し、産業の集積と活性化を促進することで、圏域経済の振興と雇用の創出と確保を図る。</p>					
事業費（千円）	R7	R8	R9	R10	R11	計
	107,198	109,278	107,327	107,327	107,327	538,457
国県補助事業等の名称、補助率等（令和8年度）						
関係市町の役割分担に係る基本的な考え方						
各市町が負担するが、職員研修については、均等割15%、人口割85%で負担する。						

(イ) 観光振興および交流促進

湖東圏域の魅力を活かすため、湖東圏域を縦断する近江鉄道や中山道などの街道等を基軸とした観光資源に着目し、びわこ湖東路観光協議会等の実施事業を核にして観光振興による交流人口の増加を目指す。

【形成協定】

びわこ湖東路観光協議会事業などを通じ、圏域内相互の連携による広域観光を推進し、圏域ならではの魅力ある観光資源を活用することにより、内外からの観光客の来訪および滞在の促進を図る。また、圏域と他の地域との交流の促進を図る。

【重要業績評価指標 (K P I)】

指標	基準値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 11 年度)
圏域への観光入込客数	5,461 千人	5,520 千人

事業名	びわこ湖東路観光事業					関係市町名
事業概要	<p>①着地型観光推進事業 地域交通を活用した周遊事業など、環境に優しい滞在型観光商品の造成を図る。</p> <p>②誘客促進事業 WEB媒体等を活用した広告掲出や観光キャンペーンへの参加等を通じて、地域の魅力を発信し、誘客促進を図る。</p>					全市町
<p>成果</p> <p>圏域内相互の連携による広域観光を推進することにより、交流人口の増加および地域住民の観光意識向上を図る。</p>						
事業費（千円）	R7	R8	R9	R10	R11	計
	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	8,000
<p>国県補助事業等の名称、補助率等（令和8年度）</p>						
<p>関係市町の役割分担に係る基本的な考え方</p> <p>びわこ湖東路観光協議会で定める負担割合に基づき、加入団体が負担する。 （各市町の負担については、人口割合・入込割合に応じて変動する。）</p>						

(ウ) スポーツを通じた地域活性化

彦根市スポーツ・文化交流センターの管理運営を通じて、当該施設を活用したスポーツツーリズムの推進等に取り組み、イベントの参加者や観戦者を圏域に呼び込むことで、交流人口の拡大等による地域経済への波及を目指す。

【形成協定】

スポーツを通じたにぎわいと交流を創出する拠点として彦根市スポーツ・文化交流センターを整備するとともに、当該施設を活用したスポーツツーリズムの推進等に取り組み、交流人口の増加、関連産業の振興等による圏域経済の活性化を図る。

※形成協定上は、(仮称)彦根市新市民体育センターとなっておりますが、正式名称が決定したため、本ビジョン上は、正式名称で記載します。

【重要業績評価指標 (KPI)】

指標	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
彦根市スポーツ・文化交流センターの利用者数	183,639人	225,102人

事業名	彦根市スポーツ・文化交流センターの管理運営事業					関係市町名
事業概要	彦根市スポーツ・文化交流センターの管理運営					全市町
成果 彦根市スポーツ・文化交流センターを多くの方に利用いただくことで、圏域の活性化を図る。						
事業費（千円）	R7	R8	R9	R10	R11	計
	86,044	85,813	85,813	85,813	85,813	429,296
国県補助事業等の名称、補助率等（令和8年度）						
関係市町の役割分担に係る基本的な考え方 彦根市が負担する。						

オ 環境

豊かな自然環境や生活周辺の良い環境を保全創出し、節度ある人と自然との共生を目指す。また、環境への問題意識を高め、生活スタイルを見つめ直すことで持続可能な地域社会の実現につなげる。

【形成協定】

- a 低炭素社会の構築のため、地域ぐるみで行う環境保全活動を圏域全体に推進する。
- b 豊かな生態系を有する琵琶湖の水質保全のため、河川流域単位を中心に水質保全活動を推進する。

【重要業績評価指標（KPI）】

指標	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
環境啓発イベント開催数	7回	10回

事業名	環境保全活動推進事業					関係市町名
事業概要	<p>圏域の水路や河川、ひいては近畿の水がめである琵琶湖の水質保全のために、行政区域を越えた河川流域での取組を行っていく。また、環境保全に関する学習会やイベント等での啓発活動を行い、環境保全意識の醸成を図る。</p> <p>①排水対策推進事業</p> <p>②河川流域単位活動推進事業</p>					全市町
成果	河川流域での取組や水とのふれあいを通じて、地域の自然環境や琵琶湖の保全に繋げる。					
事業費（千円）	R7	R8	R9	R10	R11	計
	4,119	2,690	2,690	2,690	2,690	14,879
国県補助事業等の名称、補助率等（令和8年度）						
<p>関係市町の役割分担に係る基本的な考え方</p> <p>各市町が負担する。ただし、②については、人口割で費用負担する。</p>						

カ ごみ処理

彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町で彦根愛知犬上広域行政組合を組織し、広域化により、ごみ処理施設の建設を目指す。

循環型社会の構築を進めるため、ごみ減量化やリサイクルを基本とした4R¹⁾推進に向けた住民への周知徹底を図るとともに、組合構成市町のごみの分別方法の統一を目指した事業展開を行う。

【形成協定】

一般廃棄物(ごみ)処理に係る広域化の推進を図るため、事業実施主体となる彦根愛知犬上広域行政組合の下、地域の実情に応じた広域化事業の実現に取り組む。

【重要業績評価指標 (KPI)】

指標	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
圏域住民1人1日あたりのごみ等排出量	764g/人・日	723g/人・日

(参考：各市町の1人1日あたりのごみ等排出量数値)

指標	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
市民1人1日あたりのごみ等排出量【彦根市】	792g/人・日	771g/人・日
町民1人1日あたりのごみ等排出量【愛荘町】	645g/人・日	537g/人・日
町民1人1日あたりのごみ等排出量【豊郷町】	737g/人・日	620g/人・日
町民1人1日あたりのごみ等排出量【甲良町】	669g/人・日	609g/人・日
町民1人1日あたりのごみ等排出量【多賀町】	801g/人・日	715g/人・日

事業名	ごみ減量・リサイクル推進事業					関係市町名
事業概要						全市町
<p>令和3年度に策定した彦根愛知犬上地域一般廃棄物処理基本計画に基づき、新ごみ処理施設の供用開始に向けて、水分を多く含む生ごみの削減や、リサイクル可能な古紙類の資源化を進め、燃やすごみを主としたごみの削減を推進する。</p> <p>①生ごみたい肥化事業 ②リサイクル活動推進事業</p>						
<p>成果</p> <p>循環型社会を形成するため、住民啓発、事業所啓発をすすめ、環境への負荷の低減を図る。</p>						
事業費(千円)	R7	R8	R9	R10	R11	計
	24,136	22,840	22,840	22,840	22,840	115,496
<p>国県補助事業等の名称、補助率等(令和8年度)</p> <p>① 自治振興交付金(地域循環型生活推進事業)(県1/3) 琵琶湖総合保全市町交付金(県)</p>						
<p>関係市町の役割分担に係る基本的な考え方</p> <p>各市町が負担する。</p>						

- 1) 4R…従来の3R(reuse、reduce、recycle)に、refuse(不要なものは買わない)を加えたもの

事業名	ごみ処理広域化調整事業					関係市町名
事業概要						全市町
<p>ごみ処理の広域化に向けて、各市町の廃棄物の分別方法等の統一に向けた検討を進めるとともに、住民への啓発に取り組む。</p> <p>①ごみ処理広域化調整事業</p> <p>i 彦根愛知犬上広域行政組合運営費負担事業(投棄場) ii 彦根愛知犬上広域行政組合運営費負担事業(中継施設) iii 彦根愛知犬上広域行政組合運営費負担事業(新焼却場)</p>						
<p>成果</p> <p>分別の統一化と、住民への啓発。</p>						
事業費(千円)	R7	R8	R9	R10	R11	計
	295,855	277,857	277,857	277,857	277,857	1,407,283
<p>国県補助事業等の名称、補助率等(令和8年度)</p>						
<p>関係市町の役割分担に係る基本的な考え方</p> <p>① i、iiiについては、均等割20%、人口割80%で負担する。 ① iiについては、均等割17.0%、人口割20.0%および利用割63.0%で負担する。</p>						

キ 消防および救急搬送

豊郷町、甲良町および多賀町の常備消防業務を受託により彦根市で実施し、消防、救助、救急などの業務において圏域全体で質の高いサービスを提供し、安全で安心して生活できるまちづくりを進める。

【形成協定】

彦根市が豊郷町、甲良町および多賀町から受託した消防業務および救急搬送業務(搬送中の救急救命士による医療行為を含む。)において、業務の円滑な運営を図るとともに、医療機関との連携を図りながら、救急搬送のネットワークを築き、圏域内の連携の強化を図る。

【重要業績評価指標 (K P I)】

指標	基準値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 11 年度)
救急講習年間修了者数	2,832 人	4,500 人
住宅用火災警報器の設置率	86.5%	89.2%

事業名	常備消防業務の充実 受託消防業務の充実 消防施設整備の充実					関係市町名
事業概要	常備消防業務の広域的な実施や消防施設の充実を行うことで、消防能力の向上を図る。					彦根市 豊郷町 甲良町 多賀町
成果	救急ネットワークの構築や消火や救助といった消防体制の強化を図ることで、より安全で安心して暮らすことの出来るまちづくりを図る。					
事業費（千円）	R7	R8	R9	R10	R11	計
	283,509	279,481	279,481	279,481	279,481	1,401,433
国県補助事業等の名称、補助率等（令和8年度） 緊急消防援助隊設備整備費補助金（国1/2） 消防施設整備事業債（75%）						
関係市町の役割分担に係る基本的な考え方 受託消防業務については、犬上郡3町均等割りを算定基礎として、関係町が按分して負担する。						

ク 火葬場

湖東定住自立圏の圏域における火葬場として1市4町が供用している紫雲苑を、故人の尊厳が守られ誰もが安心して利用できる施設として運営管理を行う。

【形成協定】

1市4町（彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町および多賀町）において供用している彦根愛知犬上広域行政組合の火葬場の円滑な運営に努め、快適で衛生的な生活環境の維持を図る。

事業名	広域斎場「紫雲苑」運営事業					関係市町名
事業概要	<p>災害に強く環境負荷の低い施設として改築整備した圏域の火葬設備を適切に運営管理する。</p> <p>①広域斎場「紫雲苑」運営事業</p>					全市町
成果	<p>災害に強く、環境負荷の低い施設として改築整備した火葬設備を適切に維持管理していくことで住民が安心して葬儀を行うことができることは定住策につながる。</p>					
事業費（千円）	R7	R8	R9	R10	R11	計
	87,063	96,993	96,993	96,993	96,993	475,035
国県補助事業等の名称、補助率等（令和8年度）						
<p>関係市町の役割分担に係る基本的な考え方</p> <p>均等割 20% 人口割 80%で負担する。</p>						

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

ア 地域公共交通

現在運行しているバス路線を幹線として位置付け、利便性を再検証するとともに、支線として乗合タクシーの導入を検討するなど圏域全体を見据えた公共交通ネットワークを構築する。

【形成協定】

(ア) 取組の内容

- a 圏域の1市4町で組織された湖東圏域公共交通活性化協議会において、圏域内の地域公共交通の共通課題の解決に向けて連携して取り組む。
- b 鉄道、路線バス、予約型乗合タクシーなど地域公共交通機関がネットワークとして機能するよう、圏域内の地域公共交通全般にわたり調査・検討し、地域公共交通の改善に取り組む。
- c 湖東圏域公共交通活性化協議会を実施主体として、予約型乗合タクシー「愛のりタクシー」を引き続き運行する。
- d 鉄道へのアクセス向上のため、駅関連施設や駅周辺施設などの整備を推進する。
- e 路線バス、予約型乗合タクシー等の路線図および時刻表の発行、情報紙やインターネットホームページを通じた情報発信、バス待ち環境の改善等、地域公共交通の使いやすさおよびわかりやすきの向上に取り組む。
- f 圏域内の地域公共交通の利用向上を図るため、関係機関と連携しながら地域公共交通の啓発に取り組む。

【重要業績評価指標 (KPI)】

指標	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
路線バス年間利用者数	735,811人	873,000人
予約型乗合タクシー乗合率	1.53人/便	1.85人/便

事業名	湖東圏域公共交通の活性化に向け実施する事業					関係市町名
事業概要	<p>湖東圏域の1市4町で湖東圏域公共交通活性化協議会を組織し、共通課題の解決に向けた調査研究、より効果的・効率的な公共交通網の整備について、関係市町をはじめ、企業や商店街、観光地等の各種関係機関と連携して取り組む。</p> <p>また、コミュニティバス運行事業者を支援し、地域住民の生活に密着した路線バスの運行を維持、改善し、利用者の増加を目指す。</p> <p>公共交通空白地域解消等のため実施している予約型乗合タクシーの運行を継続し、通院手段等の地域住民の生活に必要な公共交通を効率的に確保する。</p> <p>こうした取組みを実施することにより、持続可能な公共交通にしていくとともに、満足度の向上を図っていく。</p> <p>①公共交通の各種調査・維持改善事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道との連携強化等による路線バスの機能充実、効率的な運行の検討実施等 ・予約型乗合タクシー運行の維持・改善、効率的な運行の検討実施等 ・駅周辺や紙媒体でのわかりやすい時刻表や路線図の作成、インターネット等を利用した情報提供の実施 ・企業、商店街、観光地及び学校との連携による公共交通利用の促進 ・バリアフリー対応車両の導入 <p>②コミュニティバス運行事業者への補助</p>					全市町
成果	<p>圏域における公共交通ネットワークを構築することにより、公共交通空白地域の解消、コストの低減とともに、圏域住民や観光客が快適・便利に移動できる地域づくりを目指す。</p>					
事業費(千円)	R7	R8	R9	R10	R11	計
	314,810	324,099	324,099	324,099	324,099	1,611,206
<p>国県補助事業等の名称、補助率等(令和8年度)</p> <p>① 地域公共交通確保維持改善事業(国 対象となる事業費の1/2)</p> <p>② コミュニティバス運行対策費補助(県 キロ当たり100円までの欠損について1/3)</p>						
<p>関係市町の役割分担に係る基本的な考え方</p> <p>湖東圏域公共交通活性化協議会の運営費用については、彦根市50%、各町12.5%で負担する。</p> <p>予約型乗合タクシーの運行費用等については、各市町住民の利用状況を勘案して負担する。</p> <p>コミュニティバス運行事業者への補助については、運行距離による按分で負担する。</p> <p>上記以外の費用については、個別に協議する。</p>						

事業名	駅関連施設や駅周辺施設の整備事業					関係市町名
事業概要	JR 稲枝駅前広場を整備するとともに、既存幹線道路からのアクセス道路を整備する。					全市町
<p>成果</p> <p>JR 稲枝駅周辺整備事業</p> <p>湖東圏域の南部の玄関口である稲枝駅へのアクセス道路を整備することで、愛荘町、豊郷町など周辺地域からの速達性を高め、利便性を向上させることにより、地域公共交通の活性化を目指す。</p>						
事業費（千円）	R7	R8	R9	R10	R11	計
	201,936 【76,804】	0	0	0	0	201,936 【76,804】
<p>国県補助事業等の名称、補助率等（令和8年度）</p> <p>社会資本整備総合交付金(国 5/10)</p> <p>J R 稲枝駅整備事業債(90%)</p>						
<p>関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方</p> <p>彦根市が負担する。</p>						

イ 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消

圏域内の生産および消費の状況を調査するとともに生産者と消費者はじめ JA 等関係機関による地産地消推進体制を整備し、「顔が見え、話ができる」地産地消を実現するために必要な生産から流通、消費に至る各種事業を展開する。

【形成協定】

- a JA 等関係機関と連携し、農産物をより安全・安心に生産できる体制整備を図る。
- b 学校給食を始め直売所や社員食堂等における地元農産物の安定的な利用拡大を図る。
- c 圏域内の生産者と消費者が「顔が見え、話ができる」関係に基づく地産地消を推進する。

【重要業績評価指標（KPI）】

指標	基準値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 11 年度)
各直売所の購入消費者延人数 (累計)	610,496 人	641,500 人
出荷生産者数 (累計) (JA 直売所および道の駅せせらぎの里こうらでの延人数)	736 人	760 人
学校給食における地場産物使用割合 【彦根市】 (食材数ベース・重量ベース)	食材 30.2% 重量 39.1%	食材 35.0% 重量 40.0%
学校給食における地場産物使用割合 【愛荘町】 (食材数ベース・重量ベース)	食材 30.3% 重量 17.6%	食材 30.0% 重量 25.0%
学校給食における地場産物使用割合 【豊郷町】 (食材数ベース・重量ベース)	食材 23.0% 重量 57.7%	食材 25.5% 重量 60.0%
学校給食における地場産物使用割合 【多賀町】 (食材数ベース・重量ベース)	食材 18.8% 重量 42.9%	食材 24.8% 重量 48.5%
学校給食における地場産物使用割合 【彦根市学校給食センター】 (食材数ベース・重量ベース)	食材 28.4% 重量 16.4%	食材 32.0% 重量 20.0%

事業名	地産地消推進体制整備事業					関係市町名
事業概要						全市町
<p>生産者と消費者をはじめ関係機関が連携し、地産地消の取り組みを積極的に展開するために、地産地消の行動方針に基づき広報啓発等を推進する。</p> <p>①地産地消推進協議会の設置と運営</p>						
<p>成果</p> <p>圏域における地産地消の推進体制の整備を図り、目指すべき方向性を明確にする。</p>						
事業費（千円）	R7	R8	R9	R10	R11	計
	0	36	72	72	72	252
<p>国県補助事業等の名称、補助率等（令和8年度）</p>						
<p>関係市町の役割分担に係る基本的な考え方</p> <p>共同事業については、彦根市50% 各町12.5%で負担する。</p> <p>単独事業については、各市町が負担する。</p>						

事業名	生産基盤拡充振興対策事業					関係市町名
事業概要						全市町
<p>野菜や果樹などの生産基盤を生産者等が整備するために必要な施設や機械、生産資材等の導入を支援する。</p> <p>①生産基盤整備事業</p> <p>②園芸生産基盤整備事業</p> <p>③園芸作物振興事業</p> <p>④パイプハウス設置事業</p>						
<p>成果</p> <p>地産地消を推進するために必要な施設や設備等を確保する。</p>						
事業費（千円）	R7	R8	R9	R10	R11	計
	1,000	1,500	2,000	2,000	2,000	8,500
<p>国県補助事業等の名称、補助率等（令和8年度）</p>						
<p>関係市町の役割分担に係る基本的な考え方</p> <p>共同事業については、彦根市50% 各町12.5%で負担する。</p> <p>単独事業については、各市町が負担する。</p>						

事業名	地元農産物消費拡大事業(出荷体制整備事業)					関係市町名
事業概要						彦根市
<p>圏域で生産された農産物の消費拡大を図るため、生産や出荷の体制整備やブランド化に向けた活動を支援する。</p> <p>①学校給食契約栽培推進事業</p>						
<p>成果</p> <p>圏域内で生産された農産物が圏域内で流通するための出荷体制整備を図る。</p>						
事業費(千円)	R7	R8	R9	R10	R11	計
	304	414	414	414	414	1,960
<p>国県補助事業等の名称、補助率等(令和8年度)</p>						
<p>関係市町の役割分担に係る基本的な考え方</p> <p>共同事業については、彦根市50% 各町12.5%で負担する。</p> <p>単独事業については、各市町が負担する。</p>						

事業名	地元農産物消費拡大事業(販売促進対策事業)					関係市町名
事業概要						全市町
<p>圏域内での地元農産物の消費拡大を図るため、圏域内流通や活用を促進し、販路拡大に向けた活動を支援する。</p> <p>①地元農産物活用メニュー開発事業</p> <p>②農林水産物消費拡大推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米消費拡大推進事業 <p>③地元農産物の新規需要開拓事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地産地消の店認証事業 ・加工品開発支援事業 <p>④湖東定住自立圏地産地消事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者との交流事業 						
<p>成果</p> <p>圏域内で生産された農産物の圏域内での消費を拡大させる。</p>						
事業費(千円)	R7	R8	R9	R10	R11	計
	210	210	210	210	210	1,050
<p>国県補助事業等の名称、補助率等(令和8年度)</p>						
<p>関係市町の役割分担に係る基本的な考え方</p> <p>共同事業については、彦根市50% 各町12.5%で負担する。</p> <p>単独事業については、各市町が負担する。</p>						

ウ 多賀スマートインターチェンジの整備

多賀スマートインターチェンジを活用して、湖東圏域全体の地域振興につなげていくため、アクセス道路を整備し、企業誘致や観光開発に努める。

【形成協定】

多賀スマートインターチェンジの建設促進やインターチェンジへのアクセス道路の整備を図るとともに、インターチェンジを活用した企業誘致、観光開発などの地域振興策に連携して取り組む。

【重要業績評価指標（KPI）】

指標	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
スマートインターチェンジ整備事業の進捗率	39.6%	100% (令和7年度完成予定)
スマートインターチェンジの利用台数	716台/日(下り線)	3,600台/日(上下線)

事業名	多賀スマートインターチェンジの整備					関係市町名
事業概要						全市町
① 多賀スマートインターチェンジアクセス道路の整備 ② インターチェンジの活用による企業誘致や広域観光の振興						
成果 アクセス道路を整備することにより、多賀スマートインターチェンジの利便性を向上させ、地域活性化につなげる。						
事業費（千円）	R7	R8	R9	R10	R11	計
	695,000	0	0	0	0	695,000
国県補助事業等の名称、補助率等（令和8年度）						
関係市町の役割分担に係る基本的な考え方 ①については、多賀町が負担する。 ②については、圏域全体の運営経費等は各市町が人口割を基本に負担する。						

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

職員の人材育成、交流等

市町職員の交流を深めるとともに、職員間の相互啓発を推進するため、合同による研修を開催するほか、各市町が実施する研修や政策課題への研究等において、相互に参加することができるシステムの構築に取り組む。

【形成協定】

職員の資質および政策課題への対応力等を高め、地域をけん引する人材を育成し、圏域全体の行政力の向上を図るため、合同による研修および研究を行い、併せて職員間の交流を行う。

【重要業績評価指標（KPI）】

指標	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
圏域合同研修等延べ開催回数 (延べ相互交流回数)	8回	8回
デジタル人材の育成に係る圏域合同 研修等延べ開催回数 (延べ相互交流回数)	2回	2回

事業名	職員人材育成・交流事業					関係市町名
事業概要	市町合同による研修や、各市町が独自実施する研修への相互参加を行う。					全市町
成果 研修を通じて市町職員の交流を図るとともに、職員に求められる基礎的・専門的知識を効率的に習得し、社会経済情勢の変化に伴う新たな行政課題や複雑多様化する住民ニーズに対応できる職員の育成を通して地域の行政力の向上を図り、地域における住民福祉の向上と地域振興につなげる。						
事業費（千円）	R7	R8	R9	R10	R11	計
	701	462	462	462	462	2,549
国県補助事業等の名称、補助率等（令和8年度） 広域自主研修支援事業助成金（滋賀縣市町村職員研修センターからの助成金 上限200千円）						
関係市町の役割分担に係る基本的な考え方 原則として、各市町が負担する。						

共生ビジョン事業一覧表

1 生活機能の強化に係る政策分野

ア 医療

① 周産期医療体制の確立

No.	市町名	協定項目	事業名	事業概要	R7事業費	R8事業費	R9事業費	R10事業費	R11事業費	計	補助金・起債名等	備考
1	彦根市	第3条(1)アc	周産期医療体制の確立	彦根市立病院において、産科医師・助産師等の人材確保および施設設備・医療機器の整備を図るとともに、病病連携・病診連携を推進し、診療体制の維持に努める。	彦根市病院事業会計で計上					—		
2	愛荘町	第3条(1)アc	周産期医療体制の確立	彦根市立病院において、産科医師・助産師等の人材確保および施設設備・医療機器の整備を図るとともに、病病連携・病診連携を推進し、診療体制の維持に努める。	—	—	—	—	—	—		産科医師確保に向けた事業内容の検討を行い、必要に応じて事業費を計上する。
3	豊郷町	第3条(1)アc	周産期医療体制の確立	彦根市立病院において、産科医師・助産師等の人材確保および施設設備・医療機器の整備を図るとともに、病病連携・病診連携を推進し、診療体制の維持に努める。	—	—	—	—	—	—		産科医師確保に向けた事業内容の検討を行い、必要に応じて事業費を計上する。
4	甲良町	第3条(1)アc	周産期医療体制の確立	彦根市立病院において、産科医師・助産師等の人材確保および施設設備・医療機器の整備を図るとともに、病病連携・病診連携を推進し、診療体制の維持に努める。	—	—	—	—	—	—		産科医師確保に向けた事業内容の検討を行い、必要に応じて事業費を計上する。
5	多賀町	第3条(1)アc	周産期医療体制の確立	彦根市立病院において、産科医師・助産師等の人材確保および施設設備・医療機器の整備を図るとともに、病病連携・病診連携を推進し、診療体制の維持に努める。	—	—	—	—	—	—		産科医師確保に向けた事業内容の検討を行い、必要に応じて事業費を計上する。

② 保健・医療複合施設(くすのきセンター) 管理運営事業

No.	市町名	協定項目	事業名	事業概要	R7事業費	R8事業費	R9事業費	R10事業費	R11事業費	計	補助金・起債名等	備考
					120,229	104,814	104,814	104,814	104,814	539,485		
1	彦根市	第3条(1)アa	保健・医療複合施設管理運営事業	彦根市保健・医療複合施設「くすのきセンター」の管理運営にかかる経費。	19,749	20,788	20,788	20,788	20,788	102,901		()は彦根市負担額 事業費との差額は町負担分
					(18,465)	(19,394)	(19,394)	(19,394)	(19,394)	(96,041)		
2	愛荘町	第3条(1)アa	保健・医療複合施設管理運営事業	彦根市保健・医療複合施設「くすのきセンター」の管理運営にかかる経費。	506	549	549	549	549	2,702		町負担分として彦根市へ支出
3	豊郷町	第3条(1)アa	保健・医療複合施設管理運営事業	彦根市保健・医療複合施設「くすのきセンター」の管理運営にかかる経費。	263	286	286	286	286	1,407		町負担分として彦根市へ支出
4	甲良町	第3条(1)アa	保健・医療複合施設管理運営事業	彦根市保健・医療複合施設「くすのきセンター」の管理運営にかかる経費。	249	271	271	271	271	1,333		町負担分として彦根市へ支出
5	多賀町	第3条(1)アa	保健・医療複合施設管理運営事業	彦根市保健・医療複合施設「くすのきセンター」の管理運営にかかる経費。	266	288	288	288	288	1,418		町負担分として彦根市へ支出

No.	市町名	協定項目	事業名	事業概要	R7事業費	R8事業費	R9事業費	R10事業費	R11事業費	計	補助金・起債名等	備考
6	彦根市	第3条 (1)アeh	在宅医療福祉推進事業	超高齢社会が進む中、病院や入所施設だけでなく、在宅で医療を受けながら地域の社会資源を利用し、住み慣れた自宅で療養できるよう在宅医療を推進する。	22,415	22,579	22,579	22,579	22,579	112,731		()は彦根市負担額 事業費との差額は町負担分
					(14,021)	(14,139)	(14,139)	(14,139)	(14,139)	(70,577)		
7	愛荘町	第3条 (1)アeh	在宅医療福祉推進事業	超高齢社会が進む中、病院や入所施設だけでなく、在宅で医療を受けながら地域の社会資源を利用し、住み慣れた自宅で療養できるよう在宅医療を推進する。	3,308	3,317	3,317	3,317	3,317	16,576	地域支援事業交付金 介護保険保険者努力支援交付金	町負担分として彦根市へ支出
8	豊郷町	第3条 (1)アeh	在宅医療福祉推進事業	超高齢社会が進む中、病院や入所施設だけでなく、在宅で医療を受けながら地域の社会資源を利用し、住み慣れた自宅で療養できるよう在宅医療を推進する。	1,719	1,724	1,724	1,724	1,724	8,615	地域支援事業交付金 介護保険保険者努力支援交付金	町負担分として彦根市へ支出
9	甲良町	第3条 (1)アeh	在宅医療福祉推進事業	超高齢社会が進む中、病院や入所施設だけでなく、在宅で医療を受けながら地域の社会資源を利用し、住み慣れた自宅で療養できるよう在宅医療を推進する。	1,631	1,658	1,658	1,658	1,658	8,263	地域支援事業交付金 介護保険保険者努力支援交付金	町負担分として彦根市へ支出
10	多賀町	第3条 (1)アeh	在宅医療福祉推進事業	超高齢社会が進む中、病院や入所施設だけでなく、在宅で医療を受けながら地域の社会資源を利用し、住み慣れた自宅で療養できるよう在宅医療を推進する。	1,736	1,741	1,741	1,741	1,741	8,700	地域支援事業交付金 介護保険保険者努力支援交付金	町負担分として彦根市へ支出
11	彦根市	第3条 (1)アフ	休日急病診療所の運営	休日(日曜・祝日・年末年始)における一次救急患者の医療を確保するため、彦根休日急病診療所を運営する。	78,065	61,447	61,447	61,447	61,447	323,853		()は彦根市負担額 事業費との差額は町負担分
					(76,908)	(60,235)	(60,235)	(60,235)	(60,235)	(317,848)		
12	愛荘町	第3条 (1)アフ	休日急病診療所の運営	祝日・年末年始における一次救急患者の医療を確保するため、彦根休日急病診療所を運営する。	456	478	478	478	478	2,368		町負担分として彦根市へ支出
13	豊郷町	第3条 (1)アフ	休日急病診療所の運営	休日(日曜・祝日・年末年始)における一次救急患者の医療を確保するため、彦根休日急病診療所を運営する。	237	248	248	248	248	1,229		町負担分として彦根市へ支出
14	甲良町	第3条 (1)アフ	休日急病診療所の運営	休日(日曜・祝日・年末年始)における一次救急患者の医療を確保するため、彦根休日急病診療所を運営する。	224	235	235	235	235	1,164		町負担分として彦根市へ支出
15	多賀町	第3条 (1)アフ	休日急病診療所の運営	休日(日曜・祝日・年末年始)における一次救急患者の医療を確保するため、彦根休日急病診療所を運営する。	240	251	251	251	251	1,244		町負担分として彦根市へ支出

③ 看護師確保対策

No.	市町名	協定項目	事業名	事業概要	600	800	600	600	600	3,200	補助金・起債名等	備考
1	彦根市	第3条 (1)アa	看護師確保対策	将来にわたり看護師を安定的に確保していくため、看護師養成のための教育体制の整備も含め、看護師確保対策を推進する。	彦根市病院事業会計で計上					—		
2	愛荘町	第3条 (1)アa	看護師確保対策	将来にわたり看護師を安定的に確保していくため、看護師養成のための教育体制の整備も含め、看護師確保対策を推進する。	—	—	—	—	—	—		看護師確保に向けた事業内容の検討を行い、必要に応じて事業費を計上する。
3	豊郷町	第3条 (1)アa	地域医療看護師確保対策事業補助金	町内の医療機関が独自に実施する看護師確保対策事業に対して補助を行う。	600	800	600	600	600	3,200		
4	甲良町	第3条 (1)アa	看護師確保対策	将来にわたり看護師を安定的に確保していくため、看護師養成のための教育体制の整備も含め、看護師確保対策を推進する。	—	—	—	—	—	—		看護師確保に向けた事業内容の検討を行い、必要に応じて事業費を計上する。

No.	市町名	協定項目	事業名	事業概要	R7事業費	R8事業費	R9事業費	R10事業費	R11事業費	計	補助金・起債名等	備考
5	多賀町	第3条 (1)アa	看護師確保対策	看護師確保対策の実施。 ・教育体制の整備など	—	—	—	—	—	—		看護師確保に向けた事業内容の検討を行い、必要に応じて事業費を計上する。

④ 病院群輪番制・小児救急医療体制・在宅当番制歯科診療

No.	市町名	協定項目	事業名	事業概要	R7事業費	R8事業費	R9事業費	R10事業費	R11事業費	計	補助金・起債名等	備考
					21,243	21,284	21,284	21,284	21,284	106,379		
1	彦根市	第3条 (1)アb	病院群輪番制	日曜日・祝日・年末年始の昼間および年間365日の毎夜間の診療等を行う病院群輪番制実施にかかる費用を負担する。	16,425	16,425	16,425	16,425	16,425	82,125	病診連携等による地域医療の確保に対する特別交付税措置対象	()は彦根市負担額 事業費との差額は町負担分
					(10,272)	(10,272)	(10,272)	(10,272)	(10,272)	(51,360)		
2	愛荘町	第3条 (1)アb	病院群輪番制	日曜日・祝日・年末年始の昼間および年間365日の毎夜間の診療等を行う病院群輪番制実施にかかる費用を負担する。	2,425	2,425	2,425	2,425	2,425	12,125	病診連携等による地域医療の確保に対する特別交付税措置対象	町負担分として彦根市へ支出
3	豊郷町	第3条 (1)アb	病院群輪番制	日曜日・祝日・年末年始の昼間および年間365日の毎夜間の診療等を行う病院群輪番制実施にかかる費用を負担する。	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260	6,300	病診連携等による地域医療の確保に対する特別交付税措置対象	町負担分として彦根市へ支出
4	甲良町	第3条 (1)アb	病院群輪番制	日曜日・祝日・年末年始の昼間および年間365日の毎夜間の診療等を行う病院群輪番制実施にかかる費用を負担する。	1,195	1,195	1,195	1,195	1,195	5,975	病診連携等による地域医療の確保に対する特別交付税措置対象	町負担分として彦根市へ支出
5	多賀町	第3条 (1)アb	病院群輪番制	日曜日・祝日・年末年始の昼間および年間365日の毎夜間の診療等を行う病院群輪番制実施にかかる費用を負担する。	1,273	1,273	1,273	1,273	1,273	6,365	病診連携等による地域医療の確保に対する特別交付税措置対象	町負担分として彦根市へ支出
6	彦根市	第3条 (1)アb	小児救急医療体制	湖東・湖北ブロックにおける日曜日・祝日・年末年始の昼夜間および土曜午前の診療等を行う小児救急医療にかかる費用を負担する。	13,913	13,961	13,961	13,961	13,961	69,757	小児救急医療補助金	()は彦根市負担額 事業費との差額は長浜日赤の負担分
					(2,901)	(2,911)	(2,911)	(2,911)	(2,911)	(14,545)		
7	愛荘町	第3条 (1)アb	小児救急医療体制	湖東・湖北ブロックにおける日曜日・祝日・年末年始の昼夜間および土曜午前の診療等を行う小児救急医療にかかる費用を負担する。	685	687	687	687	687	3,433	小児救急医療補助金	町負担分として彦根市へ支出
8	豊郷町	第3条 (1)アb	小児救急医療体制	湖東・湖北ブロックにおける日曜日・祝日・年末年始の昼夜間および土曜午前の診療等を行う小児救急医療にかかる費用を負担する。	356	357	357	357	357	1,784	小児救急医療補助金	町負担分として彦根市へ支出
9	甲良町	第3条 (1)アb	小児救急医療体制	湖東・湖北ブロックにおける日曜日・祝日・年末年始の昼夜間および土曜午前の診療等を行う小児救急医療にかかる費用を負担する。	337	338	338	338	338	1,689	小児救急医療補助金	町負担分として彦根市へ支出
10	多賀町	第3条 (1)アb	小児救急医療体制	湖東・湖北ブロックにおける日曜日・祝日・年末年始の昼夜間および土曜午前の診療等を行う小児救急医療にかかる費用を負担する。	359	361	361	361	361	1,803	小児救急医療補助金	町負担分として彦根市へ支出

No.	市町名	協定項目	事業名	事業概要	R7事業費	R8事業費	R9事業費	R10事業費	R11事業費	計	補助金・起債名等	備考
11	彦根市	第3条 (1)アf	在宅当番制歯科診療の実施	在宅当番制歯科診療実施にかかる費用を負担する。	180	205	205	205	205	1,000		()は彦根市負担額 事業費との差額は町負担分
					(131)	(149)	(149)	(149)	(149)	(727)		
12	豊郷町	第3条 (1)アf	在宅当番制歯科診療の実施	在宅当番制歯科診療実施にかかる費用を負担する。	16	19	19	19	19	92		町負担分として彦根市へ支出
13	甲良町	第3条 (1)アf	在宅当番制歯科診療の実施	在宅当番制歯科診療実施にかかる費用を負担する。	16	18	18	18	18	88		町負担分として彦根市へ支出
14	多賀町	第3条 (1)アf	在宅当番制歯科診療の実施	在宅当番制歯科診療実施にかかる費用を負担する。	17	19	19	19	19	93		町負担分として彦根市へ支出

⑤ 小児科発達障害に関する調査研究・医師確保対策

No.	市町名	協定項目	事業名	事業概要	R7事業費	R8事業費	R9事業費	R10事業費	R11事業費	計	補助金・起債名等	備考
					12,200	12,200	12,200	12,200	12,200	61,000		
1	彦根市	第3条 (1)アb	小児科医師確保対策	小児科医師確保対策の実施。	—	—	—	—	—	—		小児科医師確保に向けた事業内容の検討を行い、必要に応じて事業費を計上する。
2	愛荘町	第3条 (1)アb	小児科医師確保対策	滋賀医科大学から豊郷町内の医療機関への小児科医師派遣事業費を負担する。	6,893	6,893	6,893	6,893	6,893	34,465		各町の受診者数割合により、事業費を負担
3	豊郷町	第3条 (1)アb	小児科医師確保対策	滋賀医科大学から豊郷町内の医療機関への小児科医師派遣事業費を負担する。	2,196	2,196	2,196	2,196	2,196	10,980		各町の受診者数割合により、事業費を負担
4	甲良町	第3条 (1)アb	小児科医師確保対策	滋賀医科大学から豊郷町内の医療機関への小児科医師派遣事業費を負担する。	1,598	1,598	1,598	1,598	1,598	7,990		各町の受診者数割合により、事業費を負担
5	多賀町	第3条 (1)アb	小児科医師確保対策	滋賀医科大学から豊郷町内の医療機関への小児科医師派遣事業費を負担する。	1,513	1,513	1,513	1,513	1,513	7,565		各町の受診者数割合により、事業費を負担

イ 福祉

(ア) 障害者(児)福祉サービスの充実

① 彦根愛知犬上地域障害者(児)共同事業

No.	市町名	協定項目	事業名	事業概要	R7事業費	R8事業費	R9事業費	R10事業費	R11事業費	計	補助金・起債名等	備考
1	彦根市	第3条 (1)イ(ア)	相談支援事業 (「発達障害者のトータル的支援に関する事業」含む)	障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言、障害福祉サービスの利用支援等必要な支援を行う。また、発達障害のある人に対して、人生の各段階において切れ目のない支援を行うため、圏域内に発達障害者支援のための2次機能を整備し、その充実を図る。	124,408	118,204	118,204	118,204	118,204	597,224	重層的支援体制整備事業交付金 児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金 子ども・子育て施策推進交付金	()は彦根市負担分 事業費との差額は町負担分
					76,782	76,782	76,782	76,782	76,782	383,910		
					(50,274)	(50,339)	(50,339)	(50,339)	(50,339)	(251,630)		
2	愛荘町	第3条 (1)イ(ア)	相談支援事業 (「発達障害者のトータル的支援に関する事業」含む)	障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言、障害福祉サービスの利用支援等必要な支援を行う。また、発達障害のある人に対して、人生の各段階において切れ目のない支援を行うため、圏域内に発達障害者支援のための2次機能を整備し、その充実を図る。	11,049	11,049	11,049	11,049	11,049	55,245	地域生活支援事業費補助金	町負担分として彦根市へ支出
3	豊郷町	第3条 (1)イ(ア)	相談支援事業 (「発達障害者のトータル的支援に関する事業」含む)	障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言、障害福祉サービスの利用支援等必要な支援を行う。また、発達障害のある人に対して、人生の各段階において切れ目のない支援を行うため、圏域内に発達障害者支援のための2次機能を整備し、その充実を図る。	5,240	5,239	5,239	5,239	5,239	26,196	地域生活支援事業費補助金	町負担分として彦根市へ支出
4	甲良町	第3条 (1)イ(ア)	相談支援事業 (「発達障害者のトータル的支援に関する事業」含む)	障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言、障害福祉サービスの利用支援等必要な支援を行う。また、発達障害のある人に対して、人生の各段階において切れ目のない支援を行うため、圏域内に発達障害者支援のための2次機能を整備し、その充実を図る。	4,914	4,849	4,849	4,849	4,849	24,310	地域生活支援事業費補助金	町負担分として彦根市へ支出
5	多賀町	第3条 (1)イ(ア)	相談支援事業 (「発達障害者のトータル的支援に関する事業」含む)	障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言、障害福祉サービスの利用支援等必要な支援を行う。また、発達障害のある人に対して、人生の各段階において切れ目のない支援を行うため、圏域内に発達障害者支援のための2次機能を整備し、その充実を図る。	5,305	5,306	5,306	5,306	5,306	26,529	地域生活支援事業費補助金	町負担分として彦根市へ支出
6	彦根市	第3条 (1)イ(ア)	地域活動支援センターI型事業	主に精神障害のある人を対象に、創作的活動や生産活動、社会との交流等を促進する。また、精神保健福祉士等を配置し、関係機関等との連携強化のための調整や障害理解等のための普及啓発を図る。	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	120,000	重層的支援体制整備事業交付金	()は彦根市負担分 事業費との差額は町負担分
					(15,714)	(15,734)	(15,734)	(15,734)	(15,734)	(78,650)		
7	愛荘町	第3条 (1)イ(ア)	地域活動支援センターI型事業	主に精神障害のある人を対象に、創作的活動や生産活動、社会との交流等を促進する。また、精神保健福祉士等を配置し、関係機関等との連携強化のための調整や障害理解等のための普及啓発を図る。	3,454	3,454	3,454	3,454	3,454	17,270	地域生活支援事業費補助金	町負担分として彦根市へ支出

No.	市町名	協定項目	事業名	事業概要	R7事業費	R8事業費	R9事業費	R10事業費	R11事業費	計	補助金・起債名等	備考
8	豊郷町	第3条 (1)イ(ア)	地域活動支援センターI型事業	主に精神障害のある人を対象に、創作的活動や生産活動、社会との交流等を促進する。また、精神保健福祉士等を配置し、関係機関等との連携強化のための調整や障害理解等のための普及啓発を図る。	1,638	1,638	1,638	1,638	1,638	8,190	地域生活支援事業費補助金	町負担分として彦根市へ支出
9	甲良町	第3条 (1)イ(ア)	地域活動支援センターI型事業	主に精神障害のある人を対象に、創作的活動や生産活動、社会との交流等を促進する。また、精神保健福祉士等を配置し、関係機関等との連携強化のための調整や障害理解等のための普及啓発を図る。	1,536	1,516	1,516	1,516	1,516	7,600	地域生活支援事業費補助金	町負担分として彦根市へ支出
10	多賀町	第3条 (1)イ(ア)	地域活動支援センターI型事業	主に精神障害のある人を対象に、創作的活動や生産活動、社会との交流等を促進する。また、精神保健福祉士等を配置し、関係機関等との連携強化のための調整や障害理解等のための普及啓発を図る。	1,658	1,658	1,658	1,658	1,658	8,290	地域生活支援事業費補助金	町負担分として彦根市へ支出
11	彦根市	第3条 (1)イ(ア)	障害者働き・暮らし応援センター事業	障害のある人の就労や職場定着に向けた相談支援や日常生活支援、職安や企業等の連携、障害者雇用・就労に関する普及啓発等を行う「湖東地域障害者働き・暮らし応援センター」に対して補助する。	2,763	2,763	2,763	2,763	2,763	13,815		()は彦根市負担分 事業費との差額は町負担分
					(1,809)	(1,812)	(1,812)	(1,812)	(1,812)	(9,057)		
12	愛荘町	第3条 (1)イ(ア)	障害者働き・暮らし応援センター事業	障害のある人の就労や職場定着に向けた相談支援や日常生活支援、職安や企業等の連携、障害者雇用・就労に関する普及啓発等を行う「湖東地域障害者働き・暮らし応援センター」に対して補助する。	398	397	397	397	397	1,986		町負担分として彦根市へ支出
13	豊郷町	第3条 (1)イ(ア)	障害者働き・暮らし応援センター事業	障害のある人の就労や職場定着に向けた相談支援や日常生活支援、職安や企業等の連携、障害者雇用・就労に関する普及啓発等を行う「湖東地域障害者働き・暮らし応援センター」に対して補助する。	188	188	188	188	188	940		町負担分として彦根市へ支出
14	甲良町	第3条 (1)イ(ア)	障害者働き・暮らし応援センター事業	障害のある人の就労や職場定着に向けた相談支援や日常生活支援、職安や企業等の連携、障害者雇用・就労に関する普及啓発等を行う「湖東地域障害者働き・暮らし応援センター」に対して補助する。	177	175	175	175	175	877		町負担分として彦根市へ支出
15	多賀町	第3条 (1)イ(ア)	障害者働き・暮らし応援センター事業	障害のある人の就労や職場定着に向けた相談支援や日常生活支援、職安や企業等の連携、障害者雇用・就労に関する普及啓発等を行う「湖東地域障害者働き・暮らし応援センター」に対して補助する。	191	191	191	191	191	955		町負担分として彦根市へ支出

No.	市町名	協定項目	事業名	事業概要	R7事業費	R8事業費	R9事業費	R10事業費	R11事業費	計	補助金・起債名等	備考
21	彦根市	第3条 (1)イ(ア)	重症心身障害者通園施設運営費補助事業 (「重症心身障害者通園施設整備費補助事業」含む)	常時医療的ケアを要する者を含む在宅重症心身障害のある人の日中活動の場を確保するため、障害者総合支援法の生活介護サービスを行う(社福)青い鳥会等に対し、運営費の一部を助成する。	14,421	11,774	11,774	11,774	11,774	61,517		()は彦根市負担分 事業費との差額は町負担分
					(9,443)	(7,719)	(7,719)	(7,719)	(7,719)	(40,319)		
22	愛荘町	第3条 (1)イ(ア)	重症心身障害者通園施設運営費補助事業 (「重症心身障害者通園施設整備費補助事業」含む)	常時医療的ケアを要する者を含む在宅重症心身障害のある人の日中活動の場を確保するため、障害者総合支援法の生活介護サービスを行う(社福)青い鳥会等に対し、運営費の一部を助成する。	2,075	1,694	1,694	1,694	1,694	8,851		町負担分として彦根市へ支出
23	豊郷町	第3条 (1)イ(ア)	重症心身障害者通園施設運営費補助事業 (「重症心身障害者通園施設整備費補助事業」含む)	常時医療的ケアを要する者を含む在宅重症心身障害のある人の日中活動の場を確保するため、障害者総合支援法の生活介護サービスを行う(社福)青い鳥会等に対し、運営費の一部を助成する。	984	804	804	804	804	4,200		町負担分として彦根市へ支出
24	甲良町	第3条 (1)イ(ア)	重症心身障害者通園施設運営費補助事業 (「重症心身障害者通園施設整備費補助事業」含む)	常時医療的ケアを要する者を含む在宅重症心身障害のある人の日中活動の場を確保するため、障害者総合支援法の生活介護サービスを行う(社福)青い鳥会等に対し、運営費の一部を助成する。	923	744	744	744	744	3,899		町負担分として彦根市へ支出
25	多賀町	第3条 (1)イ(ア)	重症心身障害者通園施設運営費補助事業 (「重症心身障害者通園施設整備費補助事業」含む)	常時医療的ケアを要する者を含む在宅重症心身障害のある人の日中活動の場を確保するため、障害者総合支援法の生活介護サービスを行う(社福)青い鳥会等に対し、運営費の一部を助成する。	996	813	813	813	813	4,248		町負担分として彦根市へ支出
26	彦根市	第3条 (1)イ(ア)	24時間対応型利用制度支援事業 (「重度障害児者訪問看護師派遣事業」含む)	障害のある人の緊急時、夜間等におけるやむを得ない事情や処遇の困難性により、他の障害福祉サービスが利用できない場合のセーフティネットとしての支援事業等を実施する。また、24時間対応型利用制度支援事業の実施施設に訪問看護師を派遣し、必要な医療行為を提供する。	5,144	1,590	1,590	1,590	1,590	11,504	自治振興交付金(障害児者サポート事業)	()は彦根市負担分 事業費との差額は町負担分
					(3,368)	(1,043)	(1,043)	(1,043)	(1,043)	(7,540)		
27	愛荘町	第3条 (1)イ(ア)	24時間対応型利用制度支援事業 (「重度障害児者訪問看護師派遣事業」含む)	障害のある人の緊急時、夜間等におけるやむを得ない事情や処遇の困難性により、他の障害福祉サービスが利用できない場合のセーフティネットとしての支援事業等を実施する。また、24時間対応型利用制度支援事業の実施施設に訪問看護師を派遣し、必要な医療行為を提供する。	740	229	229	229	229	1,656	自治振興交付金(障害児者サポート事業)	町負担分として彦根市へ支出
28	豊郷町	第3条 (1)イ(ア)	24時間対応型利用制度支援事業 (「重度障害児者訪問看護師派遣事業」含む)	障害のある人の緊急時、夜間等におけるやむを得ない事情や処遇の困難性により、他の障害福祉サービスが利用できない場合のセーフティネットとしての支援事業等を実施する。また、24時間対応型利用制度支援事業の実施施設に訪問看護師を派遣し、必要な医療行為を提供する。	351	109	109	109	109	787	自治振興交付金(障害児者サポート事業)	町負担分として彦根市へ支出
29	甲良町	第3条 (1)イ(ア)	24時間対応型利用制度支援事業 (「重度障害児者訪問看護師派遣事業」含む)	障害のある人の緊急時、夜間等におけるやむを得ない事情や処遇の困難性により、他の障害福祉サービスが利用できない場合のセーフティネットとしての支援事業等を実施する。また、24時間対応型利用制度支援事業の実施施設に訪問看護師を派遣し、必要な医療行為を提供する。	329	99	99	99	99	725	自治振興交付金(障害児者サポート事業)	町負担分として彦根市へ支出

No.	市町名	協定項目	事業名	事業概要	R7事業費	R8事業費	R9事業費	R10事業費	R11事業費	計	補助金・起債名等	備考
30	多賀町	第3条 (1)イ(ア)	24時間対応型利用制度支援事業 (「重度障害児者訪問看護師派遣事業」含む)	障害のある人の緊急時、夜間等におけるやむを得ない事情や処遇の困難性により、他の障害福祉サービスが利用できない場合のセーフティネットとしての支援事業等を実施する。また、24時間対応型利用制度支援事業の実施施設に訪問看護師を派遣し、必要な医療行為を提供する。	356	110	110	110	110	796	自治振興交付金(障害児者サポート事業)	町負担分として彦根市へ支出
31	彦根市	第3条 (1)イ(ア)	障害者虐待防止対策推進事業	障害者虐待防止法に基づき、養護者による虐待により生命や身体に重大な危険が生じているおそれのある障害のある人を、一時的に保護する居室を確保する。	1,151	1,151	1,151	1,151	1,151	5,755	地域生活支援事業費補助金	()は彦根市負担分 事業費との差額は町負担分
					(753)	(755)	(755)	(755)	(755)	(3,773)		
32	愛荘町	第3条 (1)イ(ア)	障害者虐待防止対策推進事業	障害者虐待防止法に基づき、養護者による虐待により生命や身体に重大な危険が生じているおそれのある障害のある人を、一時的に保護する居室を確保する。	165	165	165	165	165	825	地域生活支援事業費補助金	町負担分として彦根市へ支出
33	豊郷町	第3条 (1)イ(ア)	障害者虐待防止対策推進事業	障害者虐待防止法に基づき、養護者による虐待により生命や身体に重大な危険が生じているおそれのある障害のある人を、一時的に保護する居室を確保する。	79	79	79	79	79	395	地域生活支援事業費補助金	町負担分として彦根市へ支出
34	甲良町	第3条 (1)イ(ア)	障害者虐待防止対策推進事業	障害者虐待防止法に基づき、養護者による虐待により生命や身体に重大な危険が生じているおそれのある障害のある人を、一時的に保護する居室を確保する。	74	72	72	72	72	362	地域生活支援事業費補助金	町負担分として彦根市へ支出
35	多賀町	第3条 (1)イ(ア)	障害者虐待防止対策推進事業	障害者虐待防止法に基づき、養護者による虐待により生命や身体に重大な危険が生じているおそれのある障害のある人を、一時的に保護する居室を確保する。	80	80	80	80	80	400	地域生活支援事業費補助金	町負担分として彦根市へ支出

No.	市町名	協定項目	事業名	事業概要	R7事業費	R8事業費	R9事業費	R10事業費	R11事業費	計	補助金・起債名等	備考
36	彦根市	第3条 (1)イ(ア)	障害理解促進研修・啓発事業	障害のある人等が日常生活および社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害のある人等に対する理解を深めるための研修や啓発を通じて地域住民への働きかけを強化する。	147	144	144	144	144	723	地域生活支援事業 費補助金	()は彦根市負担分 事業費との差額は町負担分
					(97)	(95)	(95)	(95)	(95)	(477)		
37	愛荘町	第3条 (1)イ(ア)	障害理解促進研修・啓発事業	障害のある人等が日常生活および社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害のある人等に対する理解を深めるための研修や啓発を通じて地域住民への働きかけを強化する。	21	21	21	21	21	105	地域生活支援事業 費補助金	町負担分として彦根市へ支出
38	豊郷町	第3条 (1)イ(ア)	障害理解促進研修・啓発事業	障害のある人等が日常生活および社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害のある人等に対する理解を深めるための研修や啓発を通じて地域住民への働きかけを強化する。	10	10	10	10	10	50	地域生活支援事業 費補助金	町負担分として彦根市へ支出
39	甲良町	第3条 (1)イ(ア)	障害理解促進研修・啓発事業	障害のある人等が日常生活および社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害のある人等に対する理解を深めるための研修や啓発を通じて地域住民への働きかけを強化する。	9	9	9	9	9	45	地域生活支援事業 費補助金	町負担分として彦根市へ支出
40	多賀町	第3条 (1)イ(ア)	障害理解促進研修・啓発事業	障害のある人等が日常生活および社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害のある人等に対する理解を深めるための研修や啓発を通じて地域住民への働きかけを強化する。	10	9	9	9	9	46	地域生活支援事業 費補助金	町負担分として彦根市へ支出

(イ) 次世代育成支援策

①子育て支援等広域連携会議

No.	市町名	協定項目	事業名	事業概要	R7事業費	R8事業費	R9事業費	R10事業費	R11事業費	計	補助金・起債名等	備考
1	彦根市	第3条 (1)イ(イ)	子育て支援等広域連携会議	①子育て支援等広域連携会議 子育て支援の方策および施設機能等の情報交換を通じて、連携した広域実施の検討協議を行う。	—	—	—	—	—	—		会議等が主な取組であり、事業費の計上はなし。
2	愛荘町	第3条 (1)イ(イ)	子育て支援等広域連携会議	①子育て支援等広域連携会議 子育て支援の方策および施設機能等の情報交換を通じて、連携した広域実施の検討協議を行う。	—	—	—	—	—	—		会議等が主な取組であり、事業費の計上はなし。
3	豊郷町	第3条 (1)イ(イ)	子育て支援等広域連携会議	①子育て支援等広域連携会議 子育て支援の方策および施設機能等の情報交換を通じて、連携した広域実施の検討協議を行う。	—	—	—	—	—	—		会議等が主な取組であり、事業費の計上はなし。
4	甲良町	第3条 (1)イ(イ)	子育て支援等広域連携会議	①子育て支援等広域連携会議 子育て支援の方策および施設機能等の情報交換を通じて、連携した広域実施の検討協議を行う。	—	—	—	—	—	—		会議等が主な取組であり、事業費の計上はなし。
5	多賀町	第3条 (1)イ(イ)	子育て支援等広域連携会議	①子育て支援等広域連携会議 子育て支援の方策および施設機能等の情報交換を通じて、連携した広域実施の検討協議を行う。	—	—	—	—	—	—		会議等が主な取組であり、事業費の計上はなし。

②ファミリー・サポート・センター事業

						4,039	4,000	4,000	4,000	4,000	20,039		
No.	市町名	協定項目	事業名	事業概要	R7事業費	R8事業費	R9事業費	R10事業費	R11事業費	計	補助金・起債名等	備考	
1	彦根市	第3条 (1)イ(イ)	ファミリー・サポート・センター事業	働く人の仕事と家庭生活の両立支援を目的に、地域において依頼会員と提供会員の組織化を図り、有償による一時預かり育児サービスを提供する。	4,039	4,000	4,000	4,000	4,000	20,039	子ども・子育て支援交付金	()は彦根市負担分 事業費との差額は町負担分	
					(3,699)	(3,665)	(3,665)	(3,665)	(3,665)	(18,359)			
2	愛荘町	第3条 (1)イ(イ)	ファミリー・サポート・センター事業	働く人の仕事と家庭生活の両立支援を目的に、地域において依頼会員と提供会員の組織化を図り、有償による一時預かり育児サービスを提供する。	135	134	134	134	134	671	子ども・子育て支援交付金	町負担分として彦根市へ支出	
3	豊郷町	第3条 (1)イ(イ)	ファミリー・サポート・センター事業	働く人の仕事と家庭生活の両立支援を目的に、地域において依頼会員と提供会員の組織化を図り、有償による一時預かり育児サービスを提供する。	72	70	70	70	70	352	子ども・子育て支援交付金	町負担分として彦根市へ支出	
4	甲良町	第3条 (1)イ(イ)	ファミリー・サポート・センター事業	働く人の仕事と家庭生活の両立支援を目的に、地域において依頼会員と提供会員の組織化を図り、有償による一時預かり育児サービスを提供する。	65	64	64	64	64	321	子ども・子育て支援交付金	町負担分として彦根市へ支出	
5	多賀町	第3条 (1)イ(イ)	ファミリー・サポート・センター事業	働く人の仕事と家庭生活の両立支援を目的に、地域において依頼会員と提供会員の組織化を図り、有償による一時預かり育児サービスを提供する。	68	67	67	67	67	336	子ども・子育て支援交付金	町負担分として彦根市へ支出	

③病児・病後児保育事業

						15,998	16,521	16,521	16,521	16,521	82,082		
No.	市町名	協定項目	事業名	事業概要	R7事業費	R8事業費	R9事業費	R10事業費	R11事業費	計	補助金・起債名等	備考	
1	彦根市	第3条 (1)イ(イ)	病児・病後児保育事業	保護者が就労しているなど、児童が病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育する。	15,998	16,521	16,521	16,521	16,521	82,082	子ども・子育て支援交付金	()は彦根市負担分	
					(14,953)	(15,270)	(15,270)	(15,270)	(15,270)	(76,033)			
2	愛荘町	第3条 (1)イ(イ)	病児・病後児保育事業	保護者が就労しているなど、児童が病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育する。	321	426	426	426	426	2,025	子ども・子育て支援交付金	運営委託料を町負担分として彦根市へ支出する。また、生活保護世帯利用助成は、実績に応じて町負担分として彦根市へ支出する。	
3	豊郷町	第3条 (1)イ(イ)	病児・病後児保育事業	保護者が就労しているなど、児童が病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育する。	206	245	245	245	245	1,186	子ども・子育て支援交付金	運営委託料を町負担分として彦根市へ支出する。また、生活保護世帯利用助成は、実績に応じて町負担分として彦根市へ支出する。	
4	甲良町	第3条 (1)イ(イ)	病児・病後児保育事業	保護者が就労しているなど、児童が病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育する。	159	194	194	194	194	935	子ども・子育て支援交付金	運営委託料を町負担分として彦根市へ支出する。また、生活保護世帯利用助成は、実績に応じて町負担分として彦根市へ支出する。	

No.	市町名	協定項目	事業名	事業概要	R7事業費	R8事業費	R9事業費	R10事業費	R11事業費	計	補助金・起債名等	備考
5	多賀町	第3条 (1)イ(イ)	病児・病後児保育事業	保護者が就労しているなど、児童が病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育する。	359	386	386	386	386	1,903	子ども・子育て支援交付金	運営委託料を町負担分として彦根市へ支出する。また、生活保護世帯利用助成は、実績に応じて町負担分として彦根市へ支出する。

④子育て支援者養成事業

No.	市町名	協定項目	事業名	事業概要	R7事業費	R8事業費	R9事業費	R10事業費	R11事業費	計	補助金・起債名等	備考
					18	18	18	18	18	90		
1	彦根市	第3条 (1)イ(イ)	子育て支援者養成事業	支援者の資質向上やボランティアの育成を図るため研修や養成講座を開催し、広域で人材育成を行う。	13	13	13	13	13	65		事業対象者を圏域に拡大する。今後各市町が実施する場合は、実施する市町が事業費を負担する。
2	愛荘町	第3条 (1)イ(イ)	子育て支援者養成事業	支援者の資質向上やボランティアの育成を図るため研修や養成講座を開催し、広域で人材育成を行う。	5	5	5	5	5	25		事業対象者を圏域に拡大する。今後各市町が実施する場合は、実施する市町が事業費を負担する。
3	豊郷町	第3条 (1)イ(イ)	子育て支援者養成事業	支援者の資質向上やボランティアの育成を図るため研修や養成講座を開催し、広域で人材育成を行う。	—	—	—	—	—	—		
4	甲良町	第3条 (1)イ(イ)	子育て支援者養成事業	支援者の資質向上やボランティアの育成を図るため研修や養成講座を開催し、広域で人材育成を行う。	—	—	—	—	—	—		
5	多賀町	第3条 (1)イ(イ)	子育て支援者養成事業	支援者の資質向上やボランティアの育成を図るため研修や養成講座を開催し、広域で人材育成を行う。	—	—	—	—	—	—		

ウ 教育

(ア) 圏域内図書館相互の連携および拠点図書館の整備による図書サービスの充実

①図書館整備およびネットワーク構築推進事業

No.	市町名	協定項目	事業名	事業概要	R7事業費	R8事業費	R9事業費	R10事業費	R11事業費	計	補助金・起債名等	備考
					11,594	11,850	11,881	11,881	11,881	59,087		
1	彦根市	第3条 (1)ウ(ア)	図書館サービス充実事業	ネットワークの構築にあたり、各市町が一定水準の図書館サービスを確保する。 ・図書資料の充実	0	0	0	0	0	0		
2	愛荘町	第3条 (1)ウ(ア)	図書館サービス充実事業	ネットワークの構築にあたり、各市町が一定水準の図書館サービスを確保する。 ・職員体制の充実	1,246	1,246	1,246	1,246	1,246	6,230		
3	豊郷町	第3条 (1)ウ(ア)	図書館サービス充実事業	ネットワークの構築にあたり、各市町が一定水準の図書館サービスを確保する。 ・職員体制の充実	2,074	2,074	2,074	2,074	2,074	10,370		
4	甲良町	第3条 (1)ウ(ア)	図書館サービス充実事業	ネットワークの構築にあたり、各市町が一定水準の図書館サービスを確保する。 ・職員体制の充実	2,247	2,247	2,247	2,247	2,247	11,235		
5	多賀町	第3条 (1)ウ(ア)	図書館サービス充実事業	ネットワークの構築にあたり、各市町が一定水準の図書館サービスを確保する。 ・職員体制の充実	2,187	2,529	2,529	2,529	2,529	12,303		

No.	市町名	協定項目	事業名	事業概要	R7事業費	R8事業費	R9事業費	R10事業費	R11事業費	計	補助金・起債名等	備考
6	彦根市	第3条 (1)ウ(ア)	資料・情報・人・組織のネットワーク構築事業	資料や情報の共有化によるサービス向上を図る。 ・図書館間の定期的な情報提供 ・職員研修や学習会、交流会の実施 ・図書館行事の共同開催 ・多文化、障がいのある人、高齢者サービスへの取組 ・広域利用への取組 等	3,809	3,704	3,704	3,704	3,704	18,625		
7	愛荘町	第3条 (1)ウ(ア)	資料・情報・人・組織のネットワーク構築事業	資料や情報の共有化によるサービス向上を図る。 ・図書館間の定期的な情報提供 ・職員研修や学習会、交流会の実施 ・図書館行事の共同開催 ・多文化、障がいのある人、高齢者サービスへの取組 ・広域利用への取組 等	1	20	1	1	1	24		
8	豊郷町	第3条 (1)ウ(ア)	資料・情報・人・組織のネットワーク構築事業	資料や情報の共有化によるサービス向上を図る。 ・図書館間の定期的な情報提供 ・職員研修や学習会、交流会の実施 ・図書館行事の共同開催 ・多文化、障がいのある人、高齢者サービスへの取組 ・広域利用への取組 等	10	10	60	10	10	100		
9	甲良町	第3条 (1)ウ(ア)	資料・情報・人・組織のネットワーク構築事業	資料や情報の共有化によるサービス向上を図る。 ・図書館間の定期的な情報提供 ・職員研修や学習会、交流会の実施 ・図書館行事の共同開催 ・多文化、障がいのある人、高齢者サービスへの取組 ・広域利用への取組 等	10	10	10	60	10	100		
10	多賀町	第3条 (1)ウ(ア)	資料・情報・人・組織のネットワーク構築事業	資料や情報の共有化によるサービス向上を図る。 ・図書館間の定期的な情報提供 ・職員研修や学習会、交流会の実施 ・図書館行事の共同開催 ・多文化、障がいのある人、高齢者サービスへの取組 ・広域利用への取組 等	10	10	10	10	60	100		
11	彦根市	第3条 (1)ウ(ア)	拠点図書館整備検討事業	圏域内の拠点となる図書館整備の検討を行う。 ・整備の検討	0	0	0	0	0	0		

(イ) 人材の育成

① 科学教育の充実

No.	市町名	協定項目	事業名	事業概要	R7事業費	R8事業費	R9事業費	R10事業費	R11事業費	計	補助金・起債名等	備考
1	彦根市	第3条 (1)ウ(イ)	科学教育の充実	彦根市子どもセンターの天文講座を推進することにより、科学の探究心を育む事業展開を推進する。	550	700	700	700	700	3,350		指定管理料のうち事業費積算分(望遠鏡等保守管理費用等を含む)

②国際理解教育の充実

					2,500	2,492	2,492	2,492	2,492	12,468		
No.	市町名	協定項目	事業名	事業概要	R7事業費	R8事業費	R9事業費	R10事業費	R11事業費	計	補助金・起債名等	備考
1	彦根市	第3条 (1)ウ(イ)	国際理解教育の充実	グローバル社会に対応する人材を育成するため、出前講座を活用し、小中学生への多文化共生社会を築くための国際理解教育を推進する。 ・国際理解教育推進事業	285	285	285	285	285	1,425		()は彦根市負担分
					(205)	(205)	(205)	(205)	(205)	(1,025)		
2	愛荘町	第3条 (1)ウ(イ)	国際理解教育の充実	グローバル社会に対応する人材を育成するため、小中学生を対象にイングリッシュキャンプを実施する。 ・地域資源を活かした多様な人材による共創型課題解決プロジェクト	1,020	1,020	1,020	1,020	1,020	5,100	R7:新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金) R8以降は未定	湖東定住自立圏国際理解教育推進事業負担金を含む
3	豊郷町	第3条 (1)ウ(イ)	国際理解教育の充実	子どもたちが総合商社丸紅を訪問し、先人の遺徳やグローバル社会での企業活動についての研修を実施する。	555	547	547	547	547	2,743		湖東定住自立圏国際理解教育推進事業負担金を含む
4	甲良町	第3条 (1)ウ(イ)	国際理解教育の充実	グローバル社会に対応する人材を育成するため、中学2年生を対象に英会話事業を実施する(R7年度以降は中学1年生を対象に実施する)。 ・英会話教室事業	700	700	700	700	700	3,500		湖東定住自立圏国際理解教育推進事業負担金を含む
5	多賀町	第3条 (1)ウ(イ)	国際理解教育の充実	グローバル社会に対応する人材を育成するため、小中学生を対象に国際理解プログラムの出前講座を活用し、多文化共生社会を築くための国際理解教育を推進する。 ・国際理解教育推進事業	20	20	20	20	20	100		湖東定住自立圏国際理解教育推進事業負担金を含む

③体験活動等の実施

					337	237	237	237	237	1,285		
No.	市町名	協定項目	事業名	事業概要	R7事業費	R8事業費	R9事業費	R10事業費	R11事業費	計	補助金・起債名等	備考
1	彦根市	第3条 (1)ウ(イ)	体験活動等の実施	圏域にある宿泊研修施設を活用して、豊かな人間性や社会性をはぐむ体験活動事業を実施する。 ・荒神山自然の家体験活動事業	100	0	0	0	0	100		指定管理料のうち事業費積算分 荒神山自然の家はR8.3.31をもって閉鎖
2	多賀町	第3条 (1)ウ(イ)	体験活動等の実施	たかとり山ふれあい公園にH26年度新設された自然体験宿泊施設を活用し、町内小学4年生を対象に「森づくり体験」や「森のはたらき」などの宿泊体験活動事業を実施する。	237	237	237	237	237	1,185		

(ウ) 学校給食センターの整備・運営

学校給食センター運営事業

					520,727	517,590	517,590	517,590	517,590	2,591,087		
No.	市町名	協定項目	事業名	事業概要	R7事業費	R8事業費	R9事業費	R10事業費	R11事業費	計	補助金・起債名等	備考
1	彦根市	第3条 (1)ウ(ウ)	学校給食センター運営事業	彦根市、豊郷町および甲良町が連携を図りながら、学校給食センターの円滑な運営に努める。	520,727	517,590	517,590	517,590	517,590	2,591,087		食数割で按分する ()は彦根市負担分 事業費との差額は町負担分
					(432,703)	(430,804)	(430,804)	(430,804)	(430,804)	(2,155,919)		
2	豊郷町	第3条 (1)ウ(ウ)	学校給食センター運営事業	彦根市、豊郷町および甲良町が連携を図りながら、学校給食センターの円滑な運営に努める。	29,588	27,615	27,615	27,615	27,615	140,048		町負担分として彦根市へ支出
3	甲良町	第3条 (1)ウ(ウ)	学校給食センター運営事業	彦根市、豊郷町および甲良町が連携を図りながら、学校給食センターの円滑な運営に努める。	58,436	59,171	59,171	59,171	59,171	295,120		町負担分として彦根市へ支出

エ 産業振興

(ア) 圏域経済の活性化ならびに雇用の創出および確保

① 企業立地促進事業

No.	市町名	協定項目	事業名	事業概要	R7事業費	R8事業費	R9事業費	R10事業費	R11事業費	計	補助金・起債名等	備考
1	彦根市	第3条 (1)エ(ア)	湖東定住自立圏企業立地促進事業	滋賀県が策定した地域未来投資促進法に基づく基本計画に則り、各市町で制度化されている企業立地支援事業を継続実施することにより、圏域における産業振興と雇用の創出・確保を図る。 また、担当職員のスキルアップのための研修や、1市4町が連携した施策の検討についても行っていく。	30	30	30	30	30	150		()は彦根市負担分均等割15%、人口割85%で各市町が負担する。
					(20)	(20)	(20)	(20)	(20)	(100)		
2	愛荘町	第3条 (1)エ(ア)	湖東定住自立圏企業立地促進事業	滋賀県が策定した地域未来投資促進法に基づく基本計画に則り、各市町で制度化されている企業立地支援事業を継続実施することにより、圏域における産業振興と雇用の創出・確保を図る。 また、担当職員のスキルアップのための研修や、1市4町が連携した施策の検討についても行っていく。	4	4	4	4	4	20		町負担分として彦根市へ支出
3	豊郷町	第3条 (1)エ(ア)	湖東定住自立圏企業立地促進事業	滋賀県が策定した地域未来投資促進法に基づく基本計画に則り、各市町で制度化されている企業立地支援事業を継続実施することにより、圏域における産業振興と雇用の創出・確保を図る。 また、担当職員のスキルアップのための研修や、1市4町が連携した施策の検討についても行っていく。	2	2	2	2	2	10		町負担分として彦根市へ支出
4	甲良町	第3条 (1)エ(ア)	湖東定住自立圏企業立地促進事業	滋賀県が策定した地域未来投資促進法に基づく基本計画に則り、各市町で制度化されている企業立地支援事業を継続実施することにより、圏域における産業振興と雇用の創出・確保を図る。 また、担当職員のスキルアップのための研修や、1市4町が連携した施策の検討についても行っていく。	2	2	2	2	2	10		町負担分として彦根市へ支出
5	多賀町	第3条 (1)エ(ア)	湖東定住自立圏企業立地促進事業	滋賀県が策定した地域未来投資促進法に基づく基本計画に則り、各市町で制度化されている企業立地支援事業を継続実施することにより、圏域における産業振興と雇用の創出・確保を図る。 また、担当職員のスキルアップのための研修や、1市4町が連携した施策の検討についても行っていく。	2	2	2	2	2	10		町負担分として彦根市へ支出
6	彦根市	第3条 (1)エ(ア)	企業立地促進事業	彦根市工場等設置奨励条例および彦根市企業立地促進条例に基づき、工場等の新設・増設・移設に対して奨励し、産業の振興と雇用機会の増大を図るため奨励金を交付する。	105,742	107,297	107,297	107,297	107,297	534,930		
7	愛荘町	第3条 (1)エ(ア)	工場等設置促進事業	愛荘町工場等設置促進条例に基づき、工場等の新設・増設に対して奨励し、産業の振興と雇用機会の増大を図るため奨励金を交付する。	1,426	1,951	0	0	0	3,377		
8	甲良町	第3条 (1)エ(ア)	工場等設置奨励事業	甲良町工場設置奨励条例に基づき、工場等の新設・増設・移設に対して奨励し、産業の振興と雇用機会の増大を図るため奨励金を交付する。	0	0	0	0	0	0		
9	多賀町	第3条 (1)エ(ア)	企業誘致事業	多賀町工場誘致条例・多賀町固定資産税の不均一課税に関する条例に基づき、工場等の新設・増設・移設を奨励し、産業の振興と雇用機会の増大を図るため奨励金の交付や固定資産税の税率軽減を図る。	0	0	0	0	0	0		

(イ) 観光振興および交流促進

①びわこ湖東路観光事業

No.	市町名	協定項目	事業名	事業概要	R7事業費	R8事業費	R9事業費	R10事業費	R11事業費	計	補助金・起債名等	備考
					1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	8,000		
1	彦根市	第3条 (1)エ(イ)	びわこ湖東路観光協議会負担金	湖東圏域の観光振興を図るため、びわこ湖東路観光協議会の運営費を負担する。 ・びわこ湖東路観光協議会負担金	999	1,008	1,008	1,008	1,008	5,031		びわこ湖東路観光協議会の負担割合に基づき、負担する。
2	愛荘町	第3条 (1)エ(イ)	びわこ湖東路観光協議会負担金	湖東圏域の観光振興を図るため、びわこ湖東路観光協議会の運営費を負担する。 ・びわこ湖東路観光協議会負担金	181	176	176	176	176	885		びわこ湖東路観光協議会の負担割合に基づき、負担する。
3	豊郷町	第3条 (1)エ(ア)	びわこ湖東路観光協議会負担金	湖東圏域の観光振興を図るため、びわこ湖東路観光協議会の運営費を負担する。 ・びわこ湖東路観光協議会負担金	78	79	79	79	79	394		びわこ湖東路観光協議会の負担割合に基づき、負担する。
4	甲良町	第3条 (1)エ(イ)	びわこ湖東路観光協議会負担金	湖東圏域の観光振興を図るため、びわこ湖東路観光協議会の運営費を負担する。 ・びわこ湖東路観光協議会負担金	104	95	95	95	95	484		びわこ湖東路観光協議会の負担割合に基づき、負担する。
5	多賀町	第3条 (1)エ(イ)	びわこ湖東路観光協議会負担金	湖東圏域の観光振興を図るため、びわこ湖東路観光協議会の運営費を負担する。 ・びわこ湖東路観光協議会負担金	238	242	242	242	242	1,206		びわこ湖東路観光協議会の負担割合に基づき、負担する。

(ウ) スポーツを通じた地域活性化

彦根市スポーツ・文化交流センターの管理運営事業

No.	市町名	協定項目	事業名	事業概要	R7事業費	R8事業費	R9事業費	R10事業費	R11事業費	計	補助金・起債名等	備考
					86,044	85,813	85,813	85,813	85,813	429,296		
1	彦根市	第3条 (1)エ(ウ)	彦根市スポーツ・文化交流センターの管理運営事業	スポーツを通じたにぎわいと交流を創出する拠点として彦根市スポーツ・文化交流センターの管理運営を行う。	86,044	85,813	85,813	85,813	85,813	429,296		

オ 環境

①環境保全活動推進事業

No.	市町名	協定項目	事業名	事業概要	R7事業費	R8事業費	R9事業費	R10事業費	R11事業費	計	補助金・起債名等	備考
					4,119	2,690	2,690	2,690	2,690	14,879		
1	彦根市	第3条 (1)オ	排水対策推進事業	生活排水対策推進計画の進捗管理と水質調査を行政や市民ボランティアによって行い、水環境への啓発を通じて水環境保全の意識の高揚を図る。	1,186	1,237	1,237	1,237	1,237	6,134		・水質検査委託 ・生活排水調査委託
2	愛荘町	第3条 (1)オ	排水対策推進事業	生活排水対策推進計画の進捗管理と水質調査を行政や市民ボランティアによって行い、水環境への啓発を通じて水環境保全の意識の高揚を図る。	1,480	0	0	0	0	1,480		・水質調査 ・ダイオキシン調査 ・生活排水対策推進計画
3	豊郷町	第3条 (1)オ	排水対策推進事業	生活排水対策推進計画の進捗管理と水質調査を行政や市民ボランティアによって行い、水環境への啓発を通じて水環境保全の意識の高揚を図る。	531	531	531	531	531	2,655		・河川水質測定 ・事業所排水調査
4	甲良町	第3条 (1)オ	排水対策推進事業	生活排水対策推進計画の進捗管理と水質調査を行政や市民ボランティアによって行い、水環境への啓発を通じて水環境保全の意識の高揚を図る。	780	780	780	780	780	3,900		河川水質測定 (5河川7か所)
5	多賀町	第3条 (1)オ	排水対策推進事業	生活排水対策推進計画の進捗管理と水質調査を行政や市民ボランティアによって行い、水環境への啓発を通じて水環境保全の意識の高揚を図る。	2	2	2	2	2	10		河川・地下水水質測定 (6か所)

No.	市町名	協定項目	事業名	事業概要	R7事業費	R8事業費	R9事業費	R10事業費	R11事業費	計	補助金・起債名等	備考
6	彦根市	第3条 (1)オ	河川流域単位活動推進事業	河川における水質汚濁防止対策のため、住民参加の流域協議会の結成や自然観察会、体験学習などの活動支援を行う。	140	140	140	140	140	700		環境フォーラム湖東への委託 ()は彦根市負担分
					(105)	(105)	(105)	(105)	(105)	(525)		
7	愛荘町	第3条 (1)オ	河川流域単位活動推進事業	河川における水質汚濁防止対策のため、住民参加の流域協議会の結成や自然観察会、体験学習などの活動支援を行う。	18	18	18	18	18	90		負担金
8	豊郷町	第3条 (1)オ	河川流域単位活動推進事業	河川における水質汚濁防止対策のため、住民参加の流域協議会の結成や自然観察会、体験学習などの活動支援を行う。	6	6	6	6	6	30		負担金
9	甲良町	第3条 (1)オ	河川流域単位活動推進事業	河川における水質汚濁防止対策のため、住民参加の流域協議会の結成や自然観察会、体験学習などの活動支援を行う。	5	5	5	5	5	25		負担金
10	多賀町	第3条 (1)オ	河川流域単位活動推進事業	河川における水質汚濁防止対策のため、住民参加の流域協議会の結成や自然観察会、体験学習などの活動支援を行う。	6	6	6	6	6	30		負担金

カ ごみ処理

①ごみ減量・リサイクル推進事業

No.	市町名	協定項目	事業名	事業概要	R7事業費	R8事業費	R9事業費	R10事業費	R11事業費	計	補助金・起債名等	備考
					24,136	22,840	22,840	22,840	22,840	115,496		
1	彦根市	第3条 (1)カ	生ごみたい肥化事業	生ごみリサイクルを推進し、新処理場での処理量軽減に向けた取組を推進する。	714	675	675	675	675	3,414	自治振興交付金	簡易生ごみ処理普及啓発事業委託
2	愛荘町	第3条 (1)カ	生ごみたい肥化事業	生ごみリサイクルを推進し、新処理場での処理量軽減に向けた取組を推進する。	610	460	460	460	460	2,450		家庭用生ごみ処理機補助金
3	豊郷町	第3条 (1)カ	生ごみたい肥化事業	生ごみリサイクルを推進し、新処理場での処理量軽減に向けた取組を推進する。	15,532	15,532	15,532	15,532	15,532	77,660	琵琶湖総合保全市町交付金	・生ごみ減量堆肥化推進事業 ・コンポスト・生ごみ処理機補助
4	甲良町	第3条 (1)カ	生ごみたい肥化事業	生ごみリサイクルを推進し、新処理場での処理量軽減に向けた取組を推進する。	148	10	10	10	10	188		環境教室(ダンボールコンポスト作成)
5	多賀町	第3条 (1)カ	生ごみたい肥化事業	生ごみリサイクルを推進し、新処理場での処理量軽減に向けた取組を推進する。	30	30	30	30	30	150		ダンボールコンポスト講習会開催費用
6	彦根市	第3条 (1)カ	リサイクル活動推進事業	リサイクルを推進し、循環型社会の構築と新処理場での処理量軽減に向けた取組を推進する。	5,591	4,622	4,622	4,622	4,622	24,079		リサイクル活動推進事業奨励金
7	愛荘町	第3条 (1)カ	リサイクル活動推進事業	リサイクルを推進し、循環型社会の構築と新処理場での処理量軽減に向けた取組を推進する。	0	0	0	0	0	0		
8	豊郷町	第3条 (1)カ	リサイクル活動推進事業	リサイクルを推進し、循環型社会の構築と新処理場での処理量軽減に向けた取組を推進する。	270	270	270	270	270	1,350		廃棄物減量等住民団体活動推進補助
9	甲良町	第3条 (1)カ	リサイクル活動推進事業	リサイクルを推進し、循環型社会の構築と新処理場での処理量軽減に向けた取組を推進する。	641	641	641	641	641	3,205		古着回収
10	多賀町	第3条 (1)カ	リサイクル活動推進事業	リサイクルを推進し、循環型社会の構築と新処理場での処理量軽減に向けた取組を推進する。	600	600	600	600	600	3,000		資源回収活動推進奨励金

②ごみ処理広域化調整事業

295,855 277,857 277,857 277,857 277,857 1,407,283

No.	市町名	協定項目	事業名	事業概要	R7事業費	R8事業費	R9事業費	R10事業費	R11事業費	計	補助金・起債名等	備考
1	彦根市	第3条(1)カ	ごみ処理広域化調整事業	ごみ処理広域化に向け、彦根愛知犬上広域行政組合に負担金を支出するほか、廃棄物の分別方法について協議・調整を行う。	194,795	182,222	182,222	182,222	182,222	923,683		彦根愛知犬上広域行政組合運営費負担事業(投棄場、中継施設、新焼却場)
2	愛荘町	第3条(1)カ	ごみ処理広域化調整事業	ごみ処理広域化に向け、彦根愛知犬上広域行政組合に負担金を支出するほか、廃棄物の分別方法について協議・調整を行う。	29,681	29,108	29,108	29,108	29,108	146,113		彦根愛知犬上広域行政組合運営費負担事業(中継施設、新焼却場)
3	豊郷町	第3条(1)カ	ごみ処理広域化調整事業	ごみ処理広域化に向け、彦根愛知犬上広域行政組合に負担金を支出するほか、廃棄物の分別方法について協議・調整を行う。	23,740	22,374	22,374	22,374	22,374	113,236		彦根愛知犬上広域行政組合運営費負担事業(投棄場、新焼却場、中継施設)
4	甲良町	第3条(1)カ	ごみ処理広域化調整事業	ごみ処理広域化に向け、彦根愛知犬上広域行政組合に負担金を支出するほか、廃棄物の分別方法について協議・調整を行う。	23,653	22,022	22,022	22,022	22,022	111,741		彦根愛知犬上広域行政組合運営費負担事業(投棄場、中継施設、新焼却場)
5	多賀町	第3条(1)カ	ごみ処理広域化調整事業	ごみ処理広域化に向け、彦根愛知犬上広域行政組合に負担金を支出するほか、廃棄物の分別方法について協議・調整を行う。	23,986	22,131	22,131	22,131	22,131	112,510		彦根愛知犬上広域行政組合運営費負担事業(投棄場、中継施設、新焼却場)

キ 消防および救急搬送

① 常備消防業務の充実

144,207 133,246 133,246 133,246 133,246 677,191

No.	市町名	協定項目	事業名	事業概要	R7事業費	R8事業費	R9事業費	R10事業費	R11事業費	計	補助金・起債名等	備考
1	彦根市	第3条(1)キ	職員被服等貸与品整備事業	消防吏員服制規則等に基づき、被服等を貸与し、職員の安全管理と服装の統一を図る。	17,121	15,718	15,718	15,718	15,718	79,993		
2	彦根市	第3条(1)キ	救急活動事業	救急隊員が迅速・的確かつ安全に活動できるよう、各種救急資機材の整備点検を行うほか、医療紛争に備え、賠償責任保険に加入する。	10,880	10,991	10,991	10,991	10,991	54,844		
3	彦根市	第3条(1)キ	自主防災組織育成事業	自主防災組織の育成に努め、地域住民との一体的な防災活動を図る。	147	146	146	146	146	731		
4	彦根市	第3条(1)キ	住宅防火対策推進等支援事業	住宅用火災警報器の設置推進を図る。	46	44	44	44	44	222		
5	彦根市	第3条(1)キ	応急手当普及啓発推進事業	市民に対する応急手当の普及啓発等を行い、市民が救命処置を実施できる環境を整え、救命率の向上を図る。	201	72	72	72	72	1,005		
6	彦根市	第3条(1)キ	予防調査、検査、指導事業	消防法に基づく各種検査、調査の実施および火災予防指導の推進を図る。	1,899	2,012	2,012	2,012	2,012	9,947		
7	彦根市	第3条(1)キ	職員教育人事・総務管理事業	災害現場活動および消防行政の推進のため、各種研修を受講する。また全国消防長会などに加入することで、情報の確かな把握や情報交換に努める。	10,432	7,514	7,514	7,514	7,514	40,488		

No.	市町名	協定項目	事業名	事業概要	R7事業費	R8事業費	R9事業費	R10事業費	R11事業費	計	補助金・起債名等	備考
8	彦根市	第3条(1)キ	消防本部(消防署・分署)庁舎・事務一般管理事業	庁舎および付属施設の維持管理を行う。	46,746	45,239	45,239	45,239	45,239	227,702		
9	彦根市	第3条(1)キ	警防活動業務管理事業	各種消防資機材を整備し、被害軽減に万全を期す。	8,211	5,999	5,999	5,999	5,999	32,207		
10	彦根市	第3条(1)キ	消防車両・水利管理事業	災害発生時の緊急出場等に対応できるように、各種車両の維持管理と安全運行に努める。	14,116	14,813	14,813	14,813	14,813	73,368		
11	彦根市	第3条(1)キ	消防広報・防火クラブ等推進育成事業	広報活動により防火意識の高揚を図るほか、各種防火クラブの充実を図る。	468	429	429	429	429	2,184		
12	彦根市	第3条(1)キ	消防通信管理事業	災害等の通信を的確かつ迅速に処理し、災害に応じた消防隊等の運用を行う。	33,880	30,209	30,209	30,209	30,209	154,716		
13	彦根市	第3条(1)キ	彦根防火保安協会運営事業	彦根防火保安協会の事務局として活動し、事業所の防火保安に関する意識を向上させる。	60	60	60	60	60	300		

② 受託消防業務の充実

No.	市町名	協定項目	事業名	事業概要	R7事業費	R8事業費	R9事業費	R10事業費	R11事業費	計	補助金・起債名等	備考
					35,488	43,692	43,692	43,692	43,692	210,256		
1	豊郷町	第3条(1)キ	消防業務委託事業	犬上郡3町における消防救急業務を彦根市へ委託・消防業務委託料	11,829	14,564	14,564	14,564	14,564	70,085		
2	甲良町	第3条(1)キ	消防事務委託	犬上郡3町における消防救急業務を彦根市へ委託・消防業務委託料	11,829	14,564	14,564	14,564	14,564	70,085		
3	多賀町	第3条(1)キ	常備消防事業	犬上郡3町における消防救急業務を彦根市へ委託・消防事務委託料	11,830	14,564	14,564	14,564	14,564	70,086		

③ 消防施設整備の充実

No.	市町名	協定項目	事業名	事業概要	R7事業費	R8事業費	R9事業費	R10事業費	R11事業費	計	補助金・起債名等	備考
					103,814	102,543	102,543	102,543	102,543	513,986		
1	彦根市	第3条(1)キ	車両整備事業	車両や機材の更新を図り、災害活動に迅速に対応する。	43,281	44,794	44,794	44,794	44,794	222,457	緊急消防援助隊設備整備費補助金	
2	豊郷町	第3条(1)キ	車両整備事業	車両や機材の更新を図り、災害活動に迅速に対応する。	0	0	0	0	0	0		
3	甲良町	第3条(1)キ	車両整備事業	車両や機材の更新を図り、災害活動に迅速に対応する。	0	0	0	0	0	0		
4	多賀町	第3条(1)キ	車両整備事業	車両や機材の更新を図り、災害活動に迅速に対応する。	0	0	0	0	0	0		

No.	市町名	協定項目	事業名	事業概要	R7事業費	R8事業費	R9事業費	R10事業費	R11事業費	計	補助金・起債名等	備考
5	彦根市	第3条(1)キ	消防水利整備事業	消防水利の維持管理等を行う。	16,435	16,840	16,840	16,840	16,840	83,795	消防施設整備事業債	
6	彦根市	第3条(1)キ	消防指令施設整備事業	緊急車両と消防指令システム間に通信機器等を改修し、通信環境の整備を行う。	27,034	0	0	0	0	27,034		
7	豊郷町	第3条(1)キ	消防指令施設整備事業	緊急車両と消防指令システム間に通信機器等を改修し、通信環境の整備を行う。	3,788	0	0	0	0	3,788		
8	甲良町	第3条(1)キ	消防指令施設整備事業	緊急車両と消防指令システム間に通信機器等を改修し、通信環境の整備を行う。	3,788	0	0	0	0	3,788		
9	多賀町	第3条(1)キ	消防指令施設整備事業	緊急車両と消防指令システム間に通信機器等を改修し、通信環境の整備を行う。	3,788	0	0	0	0	3,788		
10	彦根市	第3条(1)キ	消防本部(署)庁舎整備事業	消防本部(署)庁舎維持管理に係る改修を行う。	5,700	40,909	40,909	40,909	40,909	169,336	消防施設整備事業債	
11	豊郷町	第3条(1)キ	消防本部(署)庁舎整備事業	犬上分署の庁舎維持管理に係る改修を行う	0	0	0	0	0	0		
12	甲良町	第3条(1)キ	消防本部(署)庁舎整備事業	犬上分署の庁舎維持管理に係る改修を行う	0	0	0	0	0	0		
13	多賀町	第3条(1)キ	消防本部(署)庁舎整備事業	犬上分署の庁舎維持管理に係る改修を行う	0	0	0	0	0	0		

ク 火葬場

① 広域斎場「紫雲苑」運営事業

No.	市町名	協定項目	事業名	事業概要	R7事業費	R8事業費	R9事業費	R10事業費	R11事業費	合計	補助金・起債名等	備考
					87,063	96,993	96,993	96,993	96,993	475,035		
1	彦根市	第3条(1)ク	広域斎場「紫雲苑」運営事業	1市4町で供用する火葬場の運営管理を行う。	54,450	60,660	60,660	60,660	60,660	297,090		彦根愛知犬上広域行政組合運営費負担事業(斎場)
2	愛荘町	第3条(1)ク	広域斎場「紫雲苑」運営事業	1市4町で供用する火葬場の運営管理を行う。	12,850	14,316	14,316	14,316	14,316	70,114		彦根愛知犬上広域行政組合運営費負担事業(斎場)
3	豊郷町	第3条(1)ク	広域斎場「紫雲苑」運営事業	1市4町で供用する火葬場の運営管理を行う。	6,678	7,439	7,439	7,439	7,439	36,434		彦根愛知犬上広域行政組合運営費負担事業(斎場)
4	甲良町	第3条(1)ク	広域斎場「紫雲苑」運営事業	1市4町で供用する火葬場の運営管理を行う。	6,338	7,061	7,061	7,061	7,061	34,582		彦根愛知犬上広域行政組合運営費負担事業(斎場)
5	多賀町	第3条(1)ク	広域斎場「紫雲苑」運営事業	1市4町で供用する火葬場の運営管理を行う。	6,747	7,517	7,517	7,517	7,517	36,815		彦根愛知犬上広域行政組合運営費負担事業(斎場)

2 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

ア 地域公共交通

①湖東圏域公共交通の活性化に向け実施する事業

No.	市町名	協定項目	事業名	事業概要	314,810	324,099	324,099	324,099	324,099	1,611,206	補助金・起債名等	備考
					R7事業費	R8事業費	R9事業費	R10事業費	R11事業費	計		
1	彦根市	第3条 (2)アabcd	湖東圏域公共交通活性化事業	地域公共交通確保維持改善事業を基に、圏域内における公共交通のネットワーク、交通手段の確保維持等を図る。 ・路線バスの維持・改善、運行等 ・予約型乗合タクシーの本格運行等	57,078	59,341	59,341	59,341	59,341	294,442	湖東圏域公共交通活性化協議会負担金	協議会運営に関する負担金について、彦根市50%、各町負担分は、各12.5% 事業に関する負担金について、1市4町で応益割合に応じて按分
2	愛荘町	第3条 (2)アabcd	湖東圏域公共交通活性化事業	地域公共交通確保維持改善事業を基に、圏域内における公共交通のネットワーク、交通手段の確保維持等を図る。 ・路線バスの維持・改善、運行等 ・予約型乗合タクシーの維持・改善、運行等	20,319	22,380	22,380	22,380	22,380	109,839	湖東圏域公共交通活性化協議会負担金	協議会運営に関する負担金について、彦根市50%、各町負担分は、各12.5% 事業に関する負担金について、1市4町で応益割合に応じて按分
3	豊郷町	第3条 (2)アabcd	湖東圏域公共交通活性化事業	地域公共交通確保維持改善事業を基に、圏域内における公共交通のネットワーク、交通手段の確保維持等を図る。 ・路線バスの維持・改善、運行等 ・予約型乗合タクシーの維持・改善、運行等	7,139	7,297	7,297	7,297	7,297	36,327	湖東圏域公共交通活性化協議会負担金	協議会運営に関する負担金について、彦根市50%、各町負担分は、各12.5% 事業に関する負担金について、1市4町で応益割合に応じて按分
4	甲良町	第3条 (2)アabcd	湖東圏域公共交通活性化事業	地域公共交通確保維持改善事業を基に、圏域内における公共交通のネットワーク、交通手段の確保維持等を図る。 ・路線バスの維持・改善、運行等 ・予約型乗合タクシーの維持・改善、運行等	16,229	16,886	16,886	16,886	16,886	83,773	湖東圏域公共交通活性化協議会負担金	協議会運営に関する負担金について、彦根市50%、各町負担分は、各12.5% 事業に関する負担金について、1市4町で応益割合に応じて按分
5	多賀町	第3条 (2)アabcd	湖東圏域公共交通活性化事業	地域公共交通確保維持改善事業を基に、圏域内における公共交通のネットワーク、交通手段の確保維持等を図る。 ・路線バスの維持・改善、運行等 ・予約型乗合タクシーの維持・改善、運行等	40,174	40,565	40,565	40,565	40,565	202,434	湖東圏域公共交通活性化協議会負担金	協議会運営に関する負担金について、彦根市50%、各町負担分は、各12.5% 事業に関する負担金について、1市4町で応益割合に応じて按分
6	彦根市	第3条 (2)アa	路線バス対策事業	既存コミュニティバスの運行に対して補助を行う。	125,929	130,418	130,418	130,418	130,418	647,601	コミュニティバス運行対策費補助金	
7	愛荘町	第3条 (2)アa	路線バス対策事業	既存コミュニティバスの運行に対して補助を行う。	10,662	9,819	9,819	9,819	9,819	49,938	コミュニティバス運行対策費補助金	
8	甲良町	第3条 (2)アa	路線バス対策事業	既存コミュニティバスの運行に対して補助を行う。	9,884	9,612	9,612	9,612	9,612	48,332	コミュニティバス運行対策費補助金	
9	多賀町	第3条 (2)アa	路線バス対策事業	既存コミュニティバスの運行に対して補助を行う。	27,396	27,781	27,781	27,781	27,781	138,520	コミュニティバス運行対策費補助金	

② 駅関連施設や駅周辺施設の整備事業

No.	市町名	協定項目	事業名	事業概要	R7事業費	R8事業費	R9事業費	R10事業費	R11事業費	計	補助金・起債名等	備考
					201,936	0	0	0	0	201,936		
1	彦根市	第3条 (2)アd	J R 稲枝駅周辺整備事業	J R 稲枝駅周辺の整備を行う。 ・東西駅前広場の整備 ・駅へのアクセス道路の整備	201,936	0	0	0	0	201,936	社会資本整備総合交付金 JR稲枝駅整備事業	【 】は前年度からの繰越分
					[76,804]	[0]	[0]	[0]	[0]	[76,804]		

イ 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消

① 地産地消推進体制整備事業

No.	市町名	協定項目	事業名	事業概要	R7事業費	R8事業費	R9事業費	R10事業費	R11事業費	計	補助金・起債名等	備考
					0	36	72	72	72	252		
1	彦根市	第3条 (2)エ	地産地消推進協議会の設置と運営	・生産者と消費者をはじめ関係機関が連携し、地産地消の取り組みを積極的に展開するために協議会を設置・運営	0	0	72	72	72	216		()は彦根市負担分 事業費との差額は町負担分 平成24年度以降は共同事業については、彦根市50% 各町12.5%で負担する。
						(0)	(36)	(36)	(36)	(108)		
2	愛荘町	第3条 (2)エ	地産地消推進協議会の設置と運営	・生産者と消費者をはじめ関係機関が連携し、地産地消の取り組みを積極的に展開するために協議会を設置・運営	0	9	9	9	9	36		町負担分として彦根市へ支出
3	豊郷町	第3条 (2)エ	地産地消推進協議会の設置と運営	・生産者と消費者をはじめ関係機関が連携し、地産地消の取り組みを積極的に展開するために協議会を設置・運営	0	9	9	9	9	36		町負担分として彦根市へ支出
4	甲良町	第3条 (2)エ	地産地消推進協議会の設置と運営	・生産者と消費者をはじめ関係機関が連携し、地産地消の取り組みを積極的に展開するために協議会を設置・運営	0	9	9	9	9	36		町負担分として彦根市へ支出
5	多賀町	第3条 (2)エ	地産地消推進協議会の設置と運営	・生産者と消費者をはじめ関係機関が連携し、地産地消の取り組みを積極的に展開するために協議会を設置・運営	0	9	9	9	9	36		町負担分として彦根市へ支出

② 生産基盤拡充振興対策事業

No.	市町名	協定項目	事業名	事業概要	R7事業費	R8事業費	R9事業費	R10事業費	R11事業費	計	補助金・起債名等	備考
					1,000	1,500	2,000	2,000	2,000	8,500		
1	彦根市	第3条 (2)エ	生産基盤整備事業	・野菜や果樹などの生産基盤整備のための施設や機械等の導入補助	0	0	500	500	500	1,500		
2	愛荘町	第3条 (2)エ	園芸生産基盤整備事業	・野菜や果樹などの生産基盤整備のための施設の導入補助	500	500	500	500	500	2,500		
3	豊郷町	第3条 (2)エ	園芸生産基盤整備事業(新規作物導入支援事業)	・野菜や果樹などの生産基盤整備のための施設の導入補助	0	0	0	0	0	0		

No.	市町名	協定項目	事業名	事業概要	R7事業費	R8事業費	R9事業費	R10事業費	R11事業費	計	補助金・起債名等	備考
4	甲良町	第3条(2)エ	甲良町園芸作物振興事業 (農業施設等条件整備補助事業)	・新規就農者支援と自然災害によりビニールハウス等農業施設の新設や被災した場合において、生産活動に要する経費を補助	500	500	500	500	500	2,500		
5	多賀町	第3条(2)エ	パイプハウス設置事業	・野菜や果樹などの生産基盤整備のための施設の導入補助	0	500	500	500	500	2,000		

③地元農産物消費拡大事業（出荷体制整備事業）

No.	市町名	協定項目	事業名	事業概要	R7事業費	R8事業費	R9事業費	R10事業費	R11事業費	計	補助金・起債名等	備考
1	彦根市	第3条(2)エ	学校給食契約栽培推進事業	・学校給食へ地元農産物の供給を図る	304	414	414	414	414	1,960		

④地元農産物消費拡大事業（販売促進対策事業）

No.	市町名	協定項目	事業名	事業概要	R7事業費	R8事業費	R9事業費	R10事業費	R11事業費	計	補助金・起債名等	備考
1	豊郷町	第3条(2)エ	地元農産物活用メニュー開発事業	・地場農産物等を利用したメニューを住民から公募するもの	50	50	50	50	50	250		
2	豊郷町	第3条(2)エ	農林水産物消費拡大推進事業 (米消費拡大推進事業)	・市街地等の消費者への米消費拡大を図るため消費者ニーズに基づく商品開発等の事業費を補助する。	50	50	50	50	50	250		
3	彦根市	第3条(2)エ	地元農産物の新規需要開拓事業 (地産地消の店認証事業)	・地産地消に取り組む店を増やすため、販売店等に対して「地産地消の店」認証のメリットを広くPRするとともに、啓発用資材を制作し配布する	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		()は彦根市負担分 事業費との差額は町負担分 平成24年度以降は共同事業については、彦根市50% 各町12.5%で負担する。
4	愛荘町	第3条(2)エ	地元農産物の新規需要開拓事業 (地産地消の店認証事業)	・地産地消に取り組む店を増やすため、販売店等に対して「地産地消の店」認証のメリットを広くPRするとともに、啓発用資材を制作し配布する	0	0	0	0	0	0		町負担分として彦根市へ支出
5	豊郷町	第3条(2)エ	地元農産物の新規需要開拓事業 (地産地消の店認証事業)	・地産地消に取り組む店を増やすため、販売店等に対して「地産地消の店」認証のメリットを広くPRするとともに、啓発用資材を制作し配布する	0	0	0	0	0	0		町負担分として彦根市へ支出
6	甲良町	第3条(2)エ	地元農産物の新規需要開拓事業 (地産地消の店認証事業)	・地産地消に取り組む店を増やすため、販売店等に対して「地産地消の店」認証のメリットを広くPRするとともに、啓発用資材を制作し配布する	0	0	0	0	0	0		町負担分として彦根市へ支出
7	多賀町	第3条(2)エ	地元農産物の新規需要開拓事業 (地産地消の店認証事業)	・地産地消に取り組む店を増やすため、販売店等に対して「地産地消の店」認証のメリットを広くPRするとともに、啓発用資材を制作し配布する	0	0	0	0	0	0		町負担分として彦根市へ支出
8	豊郷町	第3条(2)エ	地元農産物の新規需要開拓事業 (加工品開発支援事業)	・収穫した農産物を加工し、消費者へ提供をするため、加工品に貼付するラベル代を補助する。	50	50	50	50	50	250		
9	豊郷町	第3条(2)エ	湖東定住自立圏地産地消事業 (消費者との交流事業)	・地元農産物を使用した中学生の調理実習	60	60	60	60	60	300		

ウ 多賀スマートインターチェンジの整備

①多賀スマートインターチェンジの整備

No.	市町名	協定項目	事業名	事業概要	R7事業費	R8事業費	R9事業費	R10事業費	R11事業費	計	補助金・起債名等	備考
					695,000	0	0	0	0	695,000		
1	彦根市	第3条(2)ウ	多賀スマートインターチェンジアクセス道路の整備	多賀町と連携し、必要に応じて国や県への要望活動等を行うことで、多賀スマートインターチェンジアクセス道路の整備促進を図る。	—	—	—	—	—	—		会議等が主な取組であり、事業費の計上はなし。
2	愛荘町	第3条(2)ウ	多賀スマートインターチェンジアクセス道路の整備	多賀町と連携し、必要に応じて国や県への要望活動等を行うことで、多賀スマートインターチェンジアクセス道路の整備促進を図る。	—	—	—	—	—	—		会議等が主な取組であり、事業費の計上はなし。
3	豊郷町	第3条(2)ウ	多賀スマートインターチェンジアクセス道路の整備	多賀町と連携し、必要に応じて国や県への要望活動等を行うことで、多賀スマートインターチェンジアクセス道路の整備促進を図る。	—	—	—	—	—	—		会議等が主な取組であり、事業費の計上はなし。
4	甲良町	第3条(2)ウ	多賀スマートインターチェンジアクセス道路の整備	多賀町と連携し、必要に応じて国や県への要望活動等を行うことで、多賀スマートインターチェンジアクセス道路の整備促進を図る。	—	—	—	—	—	—		会議等が主な取組であり、事業費の計上はなし。
5	多賀町	第3条(2)ウ	多賀スマートインターチェンジアクセス道路の整備	多賀スマートインターチェンジのアクセス道路を整備する。	695,000	0	0	0	0	695,000		整備に関する事業費

3 圏域マネジメント能力強化に係る政策分野

ア 職員の人材育成・交流等

①職員人材育成・交流事業

No.	市町名	協定項目	事業名	事業概要	R7事業費	R8事業費	R9事業費	R10事業費	R11事業費	計	補助金・起債名等	備考
					701	462	462	462	462	2,549		
1	彦根市	第3条(3)ア	職員人材育成・交流事業	市町職員合同による研修を彦根市において実施する。また、彦根市および各町が実施する研修や政策課題等の研究において、相互に参加できる仕組みを構築する。	701	462	462	462	462	2,549	広域自主研修支援事業助成金	滋賀県市町村職員研修センターからの助成金、上限200千円
2	愛荘町	第3条(3)ア	職員人材育成・交流事業	愛荘町および彦根市が実施する研修や政策課題等の研究において、相互に参加できる仕組みを構築する。	—	—	—	—	—	—		
3	豊郷町	第3条(3)ア	職員人材育成・交流事業	豊郷町および彦根市が実施する研修や政策課題等の研究において、相互に参加できる仕組みを構築する。	—	—	—	—	—	—		
4	甲良町	第3条(3)ア	職員人材育成・交流事業	甲良町および彦根市が実施する研修や政策課題等の研究において、相互に参加できる仕組みを構築する。	—	—	—	—	—	—		
5	多賀町	第3条(3)ア	職員人材育成・交流事業	多賀町および彦根市が実施する研修や政策課題等の研究において、相互に参加できる仕組みを構築する。	—	—	—	—	—	—		